

## 中世後期讃岐における国人・土豪層の贈答・文化芸能活動と地域社会秩序の形成(中)

溝 渕 利 博\*

**Gift exchanges , cultural and entertainment activities,of kokujin and dogo classes , and the formation of regional social order in Sanuki in the late Middle Ages (Part 2)**

**MIZOBUCHI Toshihiro**

### 要約

分権的で多元的・重層的な性格をもつ日本の中世社会では、自力救済が社会原則であった。武士が新しい社会集団として、次第に地域社会で主導権を握っていったのはなぜか。本稿では、中世後期讃岐における地域社会の中間層である国人・土豪層の動向を中心に、彼らが在地寺社を媒介として、贈答・文化芸能活動を通じて地域社会における人的紐帯や地域社会秩序の形成にどのような役割を果たしたかを明らかにしたい。

キーワード：地域社会、国人・土豪層、在地寺社、文化芸能活動、贈答儀礼

### Abstract

In medieval Japanese society, which was decentralized and pluralistic, self-salvation was a social principle. Why were the samurai able to gradually take the lead in the local community as a new social group? In this paper, I would like to clarify the trends of the Kokujin and Dogo classes, which are the middle class of local communities in the Sanuki region in the late Middle Ages, and how they played a role in the formation of human ties and community order in local communities through gift-giving and cultural performing arts activities mediated by local temples and shrines.

**Keywords** : local communities, kokujin and dogo classes, local temples and shrines, cultural and entertainment activities, gift-giving ceremonies

本稿は、中世後期讃岐における幕府・守護等の政治権力と地域社会との結節点となった中間層（国人・土豪層）が、地域社会秩序の形成に果たした役割と実態について明らかにすることを目的とする。第1章（溝淵 2023、第79号）では社会史・社会構造史の視点から、中世後期讃岐における地域社会の形成と階層分化の実態、中間層と地域社会を結びつける媒体となった在地寺社との関係性について、その媒介となった神事仏事における芸能活動が果たした役割等を中心に考察した。この第2章では文化史の視点から、武士の教養及び文化力が地域社会における中間層の地位認知を高めるとともに、上位の政治権力や同位の中間層並びに地域住民との縦・横の人間関係の結合を促進したことを、中世後期讃岐における国人・土豪層の文化芸能活動と人的紐帯の形成という側面から考える。

## 第2章 中世後期讃岐における国人・土豪層の文化芸能活動と人的紐帯の形成

### 第1節 中世武士の教養と文化力

#### 1. 中世武士に求められた教養と文化力

##### 1) 家訓・置文等にみる中世武士の教養

###### A 鎌倉武士的教養

①**鎌倉御家人に求められた教養**…武士は、その発生の経緯から主たる任務は武事で、日頃から武勇の精神を養い武芸を練った。武芸の中心は弓馬で、武家は弓馬の家、武士の行動規範は弓馬の道と称された。鎌倉期の武士に求められた教養は、まず武芸、次に詩歌・管弦の芸、そして学問の3分野で、いずれも武士の人格形成に大事なものとされていた。当時の武家社会では、芸とは武芸、能とは学問と理解されていた。すなわち、鎌倉武士的教養の第1は武芸（弓馬の道）であり、次が学問（詩歌・管弦、文章の道）であった。この鎌倉武士的教養が経世のための武家学問として成立するのは、執権北条泰時が貞永元年（1232）に『御成敗式目』を制定した頃からで、彼は孫の経時に「好文為事、可扶武家政道」（好文が武家政道を扶ける）と文治に励むよう論じている。『御成敗式目』は鎌倉幕府の基本法典で、「先々において成敗は、理非を論ぜず、改沙汰に及ばず、自今以後は此の状を守るべき也」とあり、その写しは各国の守護を通して全ての地頭に配布され、配下の御家人にもその内容が周知されたものと考えられる。その第1条に「可修理神社専祭祀事」、第2条には「可修造寺塔勤行佛事等事」とあり、ともに神仏を大切に神社・寺塔の修理や日々の祭事・勤行を疎かにしないよう命じている。第18条には「父母は撫育を施さんがため慈愛の思ひを均しうするものならん歟」とあり、男女の違いはあっても親の恩は同じなので、親は安心して子供を養育し、土地を与えることができるとして親の子供への教育責任を挙げている。この『御成敗式目』は、その後必要に応じて追加され、特に室町時代に追加された法は『建武以来追加』等と呼ばれて中世武家社会の根本法典となった。このうち『御成敗式目追加』には、「芸能に依り召し仕えられる輩の所領の事。…仍て器量に付き、相傳せしむべき也」とあり、所領の相伝にあたって芸能の器量が重視されていたことが分かる（53）。

②**家訓にみる中世武士の教養**…家訓とは、家が社会集団の基礎単位となっていた中世において、家の秩序を守るために父や家長が子孫・一族あるいは家臣を対象として説き明かした訓戒である。中世前期の「北条重時家訓」「北条実時家訓」はともに父が子に与えた家訓で、中世後期の「朝倉英林（朝倉孝景）壁書」「早雲寺殿廿一箇条」はともに家臣団を対象とした訓戒である。前者は、制定者が鎌倉幕府執権政治の最高首脳に属する武家であったため、その家訓には在地領主にはみられない鎌倉武士的教養が見られるのが特徴である。一般に中世武士の教養教育は、家における教育が中心で、日常生活の中での教育活動を重視する傾向があった（54）。

③**讃岐秋山氏の置文にみる地方武士の教養**…南北朝内乱の勃発は、各地の武士団本拠のあり方を変容させる契機となった。すなわち、戦乱の増加は、武士団の本拠である地域社会やそこで暮らす村落住民や寺社を戦場として巻き込んだため、武力を持つ武士団が存在感を増し、村落の有力者や寺社は武士団に安堵を求めるようになり地域社会は武士団を中心にまとまるようになった。こうして武士団は地域社会を領域的に支配する権力へと変容して在地領主化していき、自らの権益を子孫に受け継ぐために置文等を作成するようになった。置文と

は、被譲与者やその子孫に対する譲与者の遺言・遺命等を記した文書で、家訓ないし家法的色彩を持つのが特色である。鎌倉中期以後、分割による所領の分散を防ぐために惣領権が強められ、惣領への一括相続がなされるようになり12世紀後半からは譲状とは別に置文が作成されるようになった。この置文は御家人体制の基盤擁護策としての『御成敗式目』第22条の意図を体したもので、惣領を中心とした「家」の定着と永続を図っていくために、血縁によって結びついた一族共同体を世代を越えて結束させる観念的装置・精神的紐帯の役割を担っていた。置文には、それを制定した父祖の記憶や伝承が重層的に享受者たち（子孫）に伝わっていくことで、自分たちの「家」への帰属意識を改めて確認する効果をもたらした。置文には仮名表記のものが多く、制定者の音声（口頭の言葉）を忠実に表記した文書で、制定者の意志がストレートに表現されており、内容的には相続人が果たすべき責務を規定した文書と捉えることができる。

讃岐秋山氏は高瀬郷へ本拠を移すに際して、本門寺という日蓮宗寺院を建立した。本門寺の開基となった秋山泰忠は、子孫への遺誡状にあたる置文の中で、本門寺を秋山氏の氏寺と規定した上で、始祖日蓮を供養する法会（日蓮宗への信仰）を通じて一族の結集を図ろうとした。高瀬郷の住民たちは、この法会に参加することで日蓮宗の教えにも触れ、信者となっていった。このようにして讃岐秋山氏と高瀬郷の住民たちとを日蓮宗の信仰という絆で結び付けることで人的一体性を高め、領域支配を円滑に行えるように努めたのである。

天和2年（1353）3月5日付の秋山泰忠置文には「のちのためにいま志めをくてもうへ／＼の事、一、いさゝか毛このいま志めをそむき、おやのゆつりをそむくなりといふこともあらハ、なかくふけふ（不孝）の人なり」とあり、この戒めに背くことがあれば、永く不孝の人として罪科に問うと厳しく訓戒している。特に「十月の十三日の御事」には「ちう（忠）をいたすへし」とあり、日蓮上人の命日にあたる10月13日から15日までの法会には、いかなる不都合があっても一族皆心をつにして参列するよう命じ、もし違反した場合には7代後まで不孝の人として知行を認めないとし、事細かに謗法（人の道に外れ、法華経を蔑ろにすること）を犯さないように、氏寺の本門寺を中心として一族が結束して日々勤めるよう指示している。また、京都や幕府からの公事については、きちんとこれを守り、分限に従って応分の負担を行うことを命じている。さらに応安5年（1372）3月2日付の沙弥日高（秋山泰忠）置文には「一、[ ]そき身大にの御そう（僧）の御めいにをゆめ／＼かりそめもそむき申すへからず」とあり、氏寺本門寺の僧侶の命に背くことのないようにすることや、一方では「一、又もし、ちうなんこはう（中納言房）か事、あいかまへて、御ふひん（不憫）ニ御存しめされて、人になり候やうニ、かくもん（学問）もせさ■（と）せて給はり候て、日かうか、くさのかけ（草の陰）にてもよろこひ申へく候」と、入寺した幼い我が子（中納言房）の身を案じて、将来立派な人物となるよう学問をさせるよう頼んでいる（55）。

## B 室町武士的教養

①細川頼之の「内法三箇条」…『細川頼之記』によれば、2代將軍足利義詮から世子（のち3代將軍義満）の養育を任された細川頼之は、管領として義満を補佐し教育するために貞治7年（1368）2月2日に「内法三箇条」を作成して殿中に掛けて諸人の掟とした。第1条では幼君側近者の重要性和それへの注意、第2条では幼君への言動善悪の基準を示し、第3条では「一、私用お専とし、遊樂お事とし、又は為人謀て忠不在やと雲て、傍輩の用お重くし、奉公の行お怠る事、大なる僻なり、凡諸文お学み諸芸に達んとすること、其用何事ぞや、其職に居て其行お能成さんとするに有、行二学の徳用なく、芸の用なくんば、何にかはせん、まして行に怠らんおや、公お立て、私お次にするは、古の道也、公お背て、私お立るは無道なり、国乱の根なれば也、（下略）」とあり、諸文諸芸に通じて学行二道に励むことや滅私奉公の大切さを説いている。また、頼之は「將軍（足利義満）おもりたて奉て、天下の成敗お主る、新將軍今年八歳にならせ給へば、学問おなされ、礼義作法の宜き様に、たすけ導かせん為に、広才の僧徒お撰み給ふ」として、將軍義満の師となる者を「広才能書行跡」等の観点から慎重に選んでいることが分かる（56）。

②家訓・置文等にもみる室町武士的教養…「父、子ニ伝へズバ、子、記サズ」（『禅林集句』）とあり、家訓とは、家とその継続に対する意識がある程度固まってこなければ成立せず、土地を争奪し合う肉親相剋の中では団結の中心となる家訓は書けないものである。中世後期の家訓には、永徳3年（1383）に記された管領斯波義将の『竹馬抄』があり、「人の立振舞べきやうにて、品の程もこゝろのそこも見ゆるなれば、人目なきところにても垣壁を目と心得てうちとくまじきなり、まして人中の作法においては、一足もあだに踏まず、一詞もいふとも心浅やと人におもはるべからず」とあり、人の見ていないところでも垣壁を人の目と違って、自らの立居振舞の在り方について油断をせぬよう、まして人中においては「一足、一詞」も疎かにしないようにと自己研鑽

の重要性を説いている。この「人中の作法」とは当時武家故実と呼ばれ、室町武士の行為準拠となっていたものである。また「能の有人（芸能に嗜みのある人）」が尊敬され、「侍人」も、弓箭をとっての・笠懸・犬追物等を嗜むことは言うに及ばず、源氏物語・枕草子等を読むべきこと、友を選んで芸能を学ぶべきこと、将棋・雙六等も知らないと恥ずかしいなどと、詩歌・管弦・連歌・音曲・鞠・書道等の芸能の修得を勧めている。公家文化が武家社会に浸透した室町時代の家訓として、中世前期の「北条重時家訓」にはない、幅広い教養項目が武士の必須科目として載せられていることに時代的特色が表れている。

応永 19 年（1412）に養子で弟の仲秋のために、武士の心得を 23 箇条にまとめた今川了俊（貞世）の「今川了俊制詞」の第 1 条には「不知文道武道終に不得勝利事」「学文なくして政道成へからず」とあり、武道のみならず文道を修むべきこと、学文は国を守る政道のための学問であるとしている。学文とは文字を習い書籍を読むことで、中世においては学問ではなく、この学文が用いられた。すなわち、学文が重要視された時代がやってきたのである。長祿年間（1457～59）に嫡男貞宗のために作成された政所執事伊勢貞親の「伊勢貞親教訓」（38 箇条）では、武家の教育で重視すべき点が挙げられている。まず第 1 の嗜みは仏神の信敬（第 1 条）で、第 2 に公儀における宿老との協調や女中・召使への礼を持った対応（第 5、11、28 条）、第 3 に文芸武芸の稽古では、毎日怠ってはならぬものは弓馬の 2 つ、それも犬追物や的懸等をしっかり練習しなくてはならない（第 14 条）、次に歌道は「両道の外の第一」で恥をかかぬ程に（第 15 条）、続いて蹴鞠は將軍の相手に召し加えられることもあるから「いかにも稽古すべき」であり（第 32 条）、連歌は將軍も好きで人数に召されるから宗匠によく聞いて学び、毎月 2 日和歌の会・連歌の会には休んではいけない（第 33 条）、武家の教訓でありながら、戦陣の教訓は 1 箇条もなく、もっぱら公家的教養を与えようとしている点に特色があり、幕府史僚として分国支配に関したことなく、上京して幕府に出仕することに関する箇条が多く、特に芸能の事柄が目立つ。

戦国期には「朝倉英林壁書」（「朝倉孝景十七箇条」「朝倉孝景条々」）、「早雲寺殿廿一箇条」（伊勢長氏（宗瑞、のち北条早雲）の作とされる家中の武士への教訓）、「武田信繁家訓」（信玄の弟信繁がその子に与えた 99 箇条）、「多胡辰敬家訓」（石見国岩山城主多胡辰敬の 17 箇条）があり、何れの家訓書も学文の必要性を述べている。北条早雲は、少しの隙も利用して文字のあるものを「懐に入レ、常に人目を忍びみべし」（第 12 条）と教え、「武田信繁家訓」にも「学文不可油断事」（第 11 条）「歌道可嗜事」（第 12 条）とあり、多胡辰敬も天文 13 年（1544）頃に「第一ニ手習学文ナリ」（第 1 条）とその必要性を説いている。鎌倉期の「北条重時家訓」には、弓馬の道以外は大して重要ではなかったが、室町期の永徳 3 年（1383）の「竹馬抄」では武芸の錬磨や名利の追求ばかりに執心せず、詩歌管弦等の教養も深めるよう説いており、この「多胡辰敬家訓」になると、手習学文・弓・算用・馬乗・医師・連歌（歌道）・包丁・乱舞（謡・笛・小鼓・太鼓・土形）・鞠・躰・細工・花・兵法・相撲・盤上遊技（碁・将棋）・鷹・容儀の 17 か条からなり、さまざまな技能に通じていることを了とするようになる。しかも「弓馬の道」は第 2 とされ、「手習学問第一」と序列が逆転しているところに時代性を感じることができる。ただし、「分別」の必要も説かれ、毛利元就は子息隆元への教訓書状の中で「能も芸も慰も道たても本路たても何もかも不入候、ひとへニひとへニ武略・計略・調略かたの事までにて候へ」と述べている。このように武家社会では学文・芸能に溺れないため「分別」の必要が説かれたが、その理念とするところは「文武両道の兼備」であり、絶えず「分別」を働かして均衡のある文武両道をめざしたのである。このような戦国武士の教養獲得に対する情熱の背景には、武士の経済力の向上や武士の幼時期における寺院での基礎教育の普及等があったと考えられる。家訓書には、武士たるものは、形儀（行儀）・容儀を整え身づくろいの大切なことが、諸種の教養の必要性と並んで説かれている（57）。

③**往来物にみる室町武士の教養**…往来物の制作目的は次世代を教育することにあり、当該時代や社会が必要とした教育内容がよく分かる。南北朝期の『新札往来』の著者である僧侶素眼が必須教養としたのは、多岐にわたり、かつ貴族的である。すなわち、武家の教養といわれるものが実に多様になり、特に茶・香・茶道具・室札に関する語群はとりわけ膨大で、急速に伝統的な公家文化に近づいていることや、これらが公家・武家を問わず、中世社会の必須教養であったことが分かる。和歌・連歌、書物や書道についての知識は学文の名に最も相応しい項目であり、蹴鞠・犬追物・笠懸等に関する知識も飛鳥井家の定法に合致しており、この頃、多くの蹴鞠書が成立して施設・用具・練習法・作法等が体系化されていたことを表す。

南北朝末期から室町前期の成立とされる『庭訓往来』には、多岐にわたる一般常識が擬漢文体で書かれ、1 年 12 か月の往信返信各 24 通と 8 月 13 日の 1 通を加えた 25 通からなり、多くの単語と文例が学べるよう実用本位な内容に整理され簡潔になっている。公家文化と一体化しつつ形成してきた武家の教養が、理想と実用に

分化していく様子を垣間見ることができる。先例のすべてが記録された公家文化のそれであった時代から、武家による先例の記録がなされる時代が変わってきたといえる。

室町初期、虎関師錬の作とされる『異制庭訓往来』で初めて現れたのは、料理や遊技を含む接待の知識であり、権力者に奉仕する者に必須の知識として位置づけられていたことが分かる。寺院における法要・仏事での接待をはじめ、武家や公家の日常にあっても常に必要とされる知識で、接待の中心は、茶あるいは食事であると考えられるが、詩歌・連歌、歌舞音曲、囲碁・将棋等も含んだおもてなしの総体が評価されている。室町後期の『尺素往来』は一条兼良の作と伝えられ、『新札往来』の大幅増補版として特に貴族文化の伝統色が強い年頭の宮廷行事等を加筆したものである。この時期、新たな為政者として台頭してきた武家に必要とされた教養には、(1)宮中・幕府の年中行事についての知識、(2)季節の行事・催しに参加できる知識、(3)客のおもてなしに必要な料理・茶・各種遊技についての知識と技能、(4)内外の基本図書についての知識と書写力(書写は歌道練習の一方法として、勅撰和歌集の書写に始まることが強調された)、(5)弓と鞠の技術と知識、(6)音楽・芸能についての知識と技術、(7)病と医薬品についての知識、(8)年貢取り立て・訴訟裁判等の為政の知識、(9)神事・仏事についての知識等があった。

室町末期の『世鏡抄』は、武家教育について記している。「第七 若身持之事」には「誕生ノ墓目ヨリ七歳マテノ学文始迄肝要也」とあり、7歳の「学文始」までの養育には「賢人智者」を得て「四恩ノ道」を教えることの重要性を説いている。続いて「第十四 武家法礼之事」には、武家の礼法として、「学文(筆)」「兵法(弓)」の他に「詩歌・管弦・舞謡・囲碁・笛尺八ナトノ芸能」を心得るべきとしている。室町時代の武士には寺に入って教育を受ける道が開かれており、「第十六 児垂髪之法儀事」には、7~8歳で入寺し、13歳で下山するまでの寺での教育や生活は、朝から夜まで看経、手習、読物、諸芸、詩歌・物語、笛・尺八、管弦等を嗜むように時間割が組まれており、下山しても寺に住んで、「学文」を心に忘れず過ごすよう諭している。さらに15、16歳から50歳までの生活態度の在り方と各年代で重要なことを具体的に記している。「第廿五 親子大法之事」には、子どもの教育について本人の性質や年齢に応じて適切に指導するよう求めるとともに、「第二十九 三学之友礼法之事」には、公家には「詩歌・管弦」、武家には「弓・謡・酒」、雑人には「酒・双六・女」を尋ね、「文武二道ノ達者」と言われるよう心掛けるべきだとしている(58)。

## 2) 武家故実書と中世武士の学文力

①文士・武士の系譜をもつ中世讃岐武士…鎌倉幕府が政権として成長するには、武士の力だけでは不可能で、幕府の行政を支える官僚、つまり文筆に秀でた人々が必要とされ、これを幕府は文士と呼んだ。院政期以降、下級官人や文士の活動が活発化して、諸国の国衙・荘園の経営も彼らが担うようになった。建保6年(1218)、源実朝の右大臣拝賀儀式の随兵を定めた際の条件として「譜代の勇士、弓馬の達者、容儀神妙」の3徳が必要とされ、ここにも武士と並ぶ文士の存在が認められる。

六波羅探題は鎌倉幕府の職名の1つで、承久の乱(1221年)後、幕府がそれまでの京都守護を改組して京都六波羅の北方と南方に設置した出先機関である。六波羅探題は北条一門の西国支配の拠点で、その地位は北条氏が独占し、得宗家が主として東国支配を、北条庶流が交替で西国支配を担当するようになった。鎌倉幕府の西国支配の弱点克服方法の1つが、西国在住御家人の直接把握であり、東国御家人の西遷であった。そのために院の武力編成とは異なる在京人の管理体制が必要となり、それが在京人を指揮する六波羅探題の設置であった。在京人は大番役免除の特権を得ると同時に、不退の在京奉公、六波羅への祇候が義務づけられ、六波羅の軍事指揮下に置かれた。このような六波羅探題の設置と在京人の編成は、院とその武士団の解体、幕府の西国支配の拡大等に重要な意味をもち、次第に東国御家人の西国移住と御家人体制の強化が進展していった。

五味文彦は、在京人が東国からの西遷御家人と西国在住の御家人によって構成されていたことを明らかにし、在京人の多くが室町幕府奉公衆に連続していくことを指摘して、「御家人制の観点からみれば、室町幕府は六波羅の発展」であると見た。また、森幸夫は、六波羅探題奉行人の出自について、主要奉行人10家(安富・斎藤・宗像・伊地知・飯尾・雅楽・松田・津戸・関・雑賀)の出自を考察して、京下り官人(下級官人)系が飯尾・雑賀・雅楽・関の4氏、武士出身者が斎藤・伊地知・松田・津戸・安富・宗像の6氏という出自構成であったとした。出身地別にみると、東国出身者といえるのは武蔵の津戸氏のみで、他の9氏は西国出身もしくは畿内近国に根拠地をもっていた。このように六波羅探題府の奉行人は、基本的に畿内近国出身者を採用して奉

行人として育成されていったのである。このうち安富氏は、六波羅探題をはじめ関東や鎮西探題でも活躍した奉行人である。関東では建治 3 年（1277）に安富民部三郎入道（泰嗣・法名行位）が引付奉行人に補任され、永仁頃（1292～99）まで奉行人として活躍している。六波羅奉行人には建長 2 年（1250）に安富五郎左衛門尉・安富民部大夫、同 3 年には安富民部太夫、正和 5 年（1316）には（安富）行長、文保元年（1317）には安富兵庫允が見える。安富氏は吏僚としてのスタートを六波羅奉行人から始め、鎮西探題が発足すると鎮西引付奉行人として活躍した。特に正和 5 年（1316）に六波羅奉行人として所見する安富行長は、室町幕府にも仕え、足利尊氏の側近として彼の右筆を務めた人物として知られている。

佐藤進一は、室町幕府開創期の官制体系について、六波羅探題と室町幕府との連続面に注目して、六波羅評定衆や同奉行人の多くが室町幕府に再出仕していた事実を明らかにした。室町幕府は六波羅探題の発展型であるという評価は、京都及び西国の政治・社会情勢に明るかった六波羅奉行人・在京人の多くは、そのまま高氏に掌握され、開創期の室町幕府の主要構成員となったという事実に基づいている。本質的に畿内近国政権であったと評される室町幕府の性格もまた、六波羅探題の広域支配機関としての在り方に大きく規定されていた。すなわち、室町幕府の諸機関の多くは、鎌倉幕府秩序の維持者としての基本的性格をもち、その構成員もまた、それぞれの機関の性格に適合する階層の文士・武士によって占められていたといえる。奉行人の中には、明らかに前代に鎌倉幕府もしくは六波羅探題の奉行を勤めた前歴をもつ者がいて、安富氏のように前代奉行人の家の出身と推測される者は、足利直義の執政機関の康永 3 年（1344）の編成表に、1 番の安富孫三郎、2 番の安富進三郎、貞和 5 年（1349）の編成表には、4 番に安富三郎左衛門尉の名が見える

一方、同じ在京人で六波羅探題下に属していた香川氏は、正嘉元年（1257）の新日吉社小五月会の流鏑馬や乾元 2 年（1303）の幕府御的始において、それぞれ香川新五郎光景、香川五郎が射手を勤めるなど、洛中警固を主な任務とした武士（武官）としての系譜を持っていた。これが後の讃岐国守護代としての在り方や性格にも少なからず影響を与えたのではないかと考えられる（59）。

## ②武家故実書と『細川家書札抄』

- ・有職故実と武家故実書…有職とは本来有識と書いて「ゆうしょく」と漢音で読まれていたが、鎌倉期頃から転用されて有職と書かれるようになった。故実とは古例・先例の意味として用いられ、有職と同様に儀礼・行事の法式をさしている。武家の世になると、朝廷・公家の故実に対して武家の故実が生じたので、これと区別するために従来の有職故実を公家故実と称するようになり、故実には公家故実と武家故実の 2 系統が成立することになったのである。武家故実は、弓馬軍陣故実と柳営故実からなり、前者は武士の本分とする軍陣・武技・武器等に関するもので、後者は幕府内での儀礼や座作進退（立居振舞）に関するものであった。

室町時代になると、足利尊氏は建武 3 年（1336）に『建武式目』を制定し、王朝以来の先例や鎌倉期の『貞永式目』を中心に武家の故実や先例に準拠した治世を行うと宣言した。すなわち、足利政権は発足当初から前代までの故実先例を尊重するという性格を内在しており、室町時代に多くの武家故実が成立する 1 つの要因にもなった。このように王朝の伝統を持つ京都に開設した室町幕府は、鎌倉幕府の故実や先例を継承したばかりでなく、必然的に有職化した当時の公家社会と接触することとなり、政治の形式化や有職化を招くことになった。室町幕府は、大名と呼ばれる在京守護連合勢力によって構成されている関係上、幕府権力を確固たる基盤とするためにも、一方では強大化する守護勢力を抑圧せねばならないという矛盾した政策を執らざるを得なかった。その矛盾を回復する方策として、王朝権威の導入が計られることになり、室町幕府の王朝文化への接近は、3 代將軍足利義満の時代に急速に進められたのである。義満は、永和元年（1375）に初めて参内して従 3 位に昇任した頃から朝廷の年中行事との関わりが知られるようになる。こうした義満の朝廷行事への参加は、武家の公家文化への接近、さらにはその受容を進めて武家の年中行事成立の強力な推進力となった。つまり、公家故実を積極的に摂取して公家流作法への同化を進め、次第に室町幕府の先例として定着させていったのである。こうして室町幕府の諸儀礼は、義満のもとで幕府機構の拡充・整備とともに、將軍を中心とする身分的秩序の絆として形成され、応永末年（1428）までに成立をみたと考えられる。

次の義持・義教期は、幕府の官僚制度や年中行事等が整えられた時期であり、会所も増大して、そこで行われる文芸や芸能が幕府の年中行事として定例化していった。また、義持以来、將軍の御成が激増し、それに伴って永享 9 年（1437）には伝能阿弥作の『室町殿行幸御餽記』等の御成規式が成立していった。さらに義持期には右筆方幕府奉行人の制度が整えられ、それが義教期に至って官僚制度として完成することで法的（前例）典拠の確立を意味することになった。この頃から幕府関係者の武家日記が現れ、それによる先例の記録化が進

んだ。つまり、前代からの先例がこの時期、さらに公的なものとして承認され継承されていったと考えられ、その意味で年中行事の確立と官僚制度の整備は、室町期における武家故実に大きな役割を果たしたのである。このように義満期に武家儀礼に関する故実が成立し、それが義持・義教期には広範な展開を見せるようになり、次の義政期になると伊勢流武家故実の確立をみるようになるのである。すなわち、室町初期の公武接近と次の官僚体制の確立によって、政所を中心とした奉公や儀礼典礼を中心とした故実が確立するとともに、幕府体制が動揺し始めた義政期になって、伊勢氏の職掌拡大に伴う伊勢流故実の確立と書札礼が成立してくるのである。武芸、儀礼典礼、書札礼と時期をずらせながら成立してきたこの3つの故実が、義政以降、武家社会において定着・浸透していくのである。

戦乱に明け暮れた中世の社会では、新たな支配体制を模索する過程を通じて体制を支える社会秩序規範の確立が求められ、小笠原・伊勢両氏を中心に武家故実が数多く成立した。各地の大名・守護も分国の支配者としての権威を象徴する儀礼が必要となり、そのためにも故実という中央文化を求めたのである。この時期に有職故実書が数多く作成された要因には、これら大名・守護の積極的な故実吸収の姿勢にあったといえる(60)。

- ・中世書札礼と『細川家書札抄』…弘安8年(1285)に規範化された『弘安礼節』が公家社会の統一的な書札礼であったのに対し、武家社会ではそのような規範が存在せず、鎌倉・室町時代を通じて各家の有職故実に基づいて個別的な運用が行われていた。8代将軍足利義政期になると、いわば文書主義の現象が現れ、この期になって将軍が出す御内書の発行数が増大し、そのため書式や内容の一定の基準を失わないためにも書札礼が必要になってきたという背景がある。つまり、書札礼は現政権は勿論のこと、次代へ受け継ぐ先例・故実としての性格を付与されて成立してきたのである。そのための先例集・故実書として、その様式を書き残す「御内書案」も出現してきた。16世紀前半頃に成立した『細川家書札抄』は安富元盛家に伝来し、『群書類従』消息部に出典するが、天文24年(1555)5月16日の『安富元盛家書札礼写』(『細川家書札抄』の写本)は平藤頼が作成し、安富元盛・某長盛・大館晴光・平藤頼家に伝来し、『上杉家文書』第962号に出典する。これは安富元盛自筆の『細川家書札抄』を、大永2年(1522)に長綱という人物が書写し、その長綱本が大館晴光の手に渡り、それを天文24年に左衛門尉平藤頼なる人物が書写したのが、この『安富元盛書札礼写』である。管領細川氏の『細川家書札抄』は大永2年(1522)以降と考えられ、文中に「右、此一条竜安寺代注進候 安富勘解左衛門尉元盛相伝之」とあり、細川氏被官でかつ故実家としても著名な安富元盛が、その成立において何等かの関与をしている事実が窺える。この時期、戦国期の各大名権力が特に栄典授与をめぐって中央との間に文書の授受を行う機会が増加したこともあり、その先例・故実書である『細川家書札抄』が各地に伝播している(61)。

## 2. 中央・公家文化への接近と讃岐地方への文化普及

### 1) 中央・公家文化への憧憬と接近

中世は、幕府という武家の政権が誕生し、それが公家政権を政治的に吸収していく過程であるとともに、武家政権が成長していくために、自らの権力を荘厳化する新たな儀式や文化といったものが必要とされ、和歌や源氏物語に代表される王朝古典文化が希求され浸透していった。すなわち、中世武家政権は前代以来の文化を強く意識する中で、新たな体制を模索し確立していったといえる。在地支配についても中世の武士は、自らの実力によって所領保全に努めたが、室町時代には幕府を主宰した室町殿とのつながりを求め、その支援を得て所領保全を図ろうとする地方武士が多く現れた。このように中央権力とのつながりを持った地方武士たちは、その権威の在り方も本拠に導入するようになり、例えば、室町殿の邸宅を模した屋敷や文芸を催すための会所を造り、そこで室町殿と同様の儀礼を行うようになったのである。また、中央・公家文化の担い手を本拠に招いて京都と同様の儀礼・文芸を本拠で催すことで、地方の武士は地域社会に対して自らが室町殿と直結していることやその文化的な優越性を誇示することによって、自らを権威づけ、求心力を高めていったのである。

室町時代の大名・守護や守護代・有力国人衆等が上洛や在京という形で幕府に牽引された理由の1つには、惣領職の与奪権が幕府に握られていたという事情もあり、彼らは惣領職の安堵を得るために競って上洛し、将軍から安堵されると、その権威を背景として一族の統制に成功するという相互依存関係にあった。そして大名・守護の中には細川氏のように、分国の経営だけでなく幕府の要職として中央政治にも深く参画し、文化面でも和歌・連歌等の王朝古典文化の吸収や蹴鞠・猿楽・犬追物等の公武行事、禅僧との交流を通じた漢籍・漢詩文等の修得

に熱心に取り組む武将も現れた。管領で讃岐守護でもあった細川満元は、応永27年(1420)に勅撰廿代集を書写しようとして伏見宮家に証本の借用を申し入れたり、彼の被官安富宝城も『新続古今和歌集』の歌人の1人として中央では知られた人物であった。このように大名・守護には分国内国人衆で内者・被官化した者が数多く随従して上洛しており、彼らはまた守護代・荘園代官職等として分国に派遣されるなどして、京都の文化を地方に普及する役割を果たしたのである。一般に15世紀後半の応仁・文明の乱をきっかけに、京都の公家が地方へ避難・流寓することで、京都の文化が地方へ伝播したといわれているが、実はそれよりも以前に、京都とのルートを確保した地方の武士団が本拠に京都の文化を摂取することに務めた結果、既に京都の文化が地方に伝播していたのである。このように領域権力化し、豊かな経済力を持つに至った室町時代の地方武士は、当時の中央・地方文化を根幹で支える存在でもあったのである(62)。

①**古典**…中世後期における古典への関心への高まりには、大別して2つの要素と傾向があった。1つは、天皇・公家が政治的・社会的な後退を余儀なくされ、それに伴い文化的な活力と創造性を失う中で生じてきた王朝盛期への回顧であり、もう1つは、これに関わって台頭する中央・地方の武家や都市民が、ようやく文化の荷担者となる中で抱き始めた古典への憧憬である。この2つは、一見別個の流れのようであるが無縁ではなく、むしろ相互に影響し補完し合いながら室町～戦国時代の潮流を形成したといえる。古典とは第一義的には『源氏物語』『古今和歌集』等の王朝文学をさすが、それが階層の如何を問わず求められたのである。室町中期における公家社会の古典主義運動(伝統文化護持)、いわば日本的なものへの自覚が、対象として取り上げたのは、平安初期の物のあはれを志向する物語と、古今和歌集から続く繊細巧緻な和歌集の系列であり、方法論でも古典への関心は書写・蒐集ないし前代以来の訓詁的・注釈的研究の集大成に向けられた。内典外典の整備は朝廷が行うべき文化事業であり、書籍の書写・校合はその一環を為す仕事であった。こうした書写・校合作業が、公武にわたって盛んとなる有職故実という学問の前提作業となった。古典の書写を依頼する者の多くは地方の守護やその有力被官層であったことから、古典が地方へ広がり、いわゆる在国文化が形成される契機となった。彼らが歌会や連歌会に臨むにあたり、基礎教養として王朝古典文学をある程度マスターしておかなければならなかったからである。このように古典が、中世後期に書写や講釈・聴聞を通して公武及び中央・地方にわたって広がっていったのである(63)。

・**和歌**…もともと武者本来の理想的人間像は、猛きことにあり、武芸に長じていることが武士の本質であったが情け深い武人こそが真の武士と考えられるようになり、その情操を養う方法として和歌が重んぜられた。古今和歌集の仮名序に「たけきものゝふのこゝろをも、なぐさむるは歌なり」とあり、中世武士はこのくだりを実践したのである。公家社会で和歌の贈答は日常的なことであり、彼らとの付き合いのある武士にとって和歌は大切なコミュニケーション・ツールであり、その知識は社交場の必須教養であった。上層武士は、和歌を教養として身に付けるべきだという考えは鎌倉後期からあったが、応永・永享期(北山文化時代)に大名・守護の間でこの気風が高まったのは、室町將軍御所での月次の歌会や連歌会を中心に互いに競争し刺激し合ったためである。その修練のため各自の邸宅で月次の歌会を催したり、王朝古典の書写に力を入れる者もあった。北山文化時代の歌・連歌の推進者は大名・守護たちであったが、応仁の乱後の東山文化時代には大名・守護に代わって守護代層が活気を与え、さらに国人層も中央文化を吸収することに努めるようになり、京都からの文化的情報に絶えず気を配るようになった。その文化的情報の媒介者には、国人層等から招かれて地方へ下向した公家・禅僧・連歌師・猿楽師等がいた。

戦乱の続いた中世において、武家が熱心に和歌を詠み続けたのは、宮廷文化への憧憬ばかりでなく、一門や家臣との結束を図り、また合戦を前に神仏と交流し、あるいは他国との交渉にと自らの支配を確かにするために和歌は不可欠であった。さらに和歌には人々を教化し結びつける機能があり、向背定まらぬ国人領主を統合し乱世を治める求心力として和歌の力が注目されたからである。このように中世武士には歌道(和歌の道)が必要な教養とされた。和歌を創作し鑑賞するという文学行為は、個人では完結せず、歌会・歌合は共同体の構成員である自覚の下になされる厳格な一種の儀礼でもあったので、歌人として歌会等に参席することが、彼らの社会的ステータスの象徴となったのである。和歌には、同列の仲間をつなぎ、かつ超越的な何かのもとに結び付ける働きがあった。法楽連歌は、歌の内容如何にかかわらず、神仏に対する祈願を籠め、参加者の統合を保証するものであった。地縁・血縁等で結ばれた領主の連合＝国人一揆は、公方や守護の圧力に対抗するためのものであったが、一揆の方が大名・守護を自分たちの保護者として選択し結集することもあった。そのとき大名・守護主催の歌会がその統合の場となったのである。時の権力の性格が可視的な形をとって現れるのが歌

壇であり、歌会に参席した歌人たちの社会階層に着目することで、その時代や地域社会における権力構造を分析することができる。それまで公家社会のうちにしか歌壇は確認されなかったが、中世には武家社会にも形成され、かつ京都にしか存在しなかったものが、地方にも生じ、その地域での歌壇活動のメンバー構成や質が、その地域における政治的・文化的な状況を表す指標ともなったのである(64)。

- **連歌**・・・中世和歌から派生し、短歌の上句の発句と下句の脇句以下、長句と短句を数人で交互に詠み連ねていく詩歌文芸の1形態で、基本型形式として100句が固定し百韻と呼ばれた。これを単位として千句、万句という形式がある他、五十韻、歌仙(36句)等も行われた。連歌が文学として確立したのは南北朝以後で、二条良基・救済によって基礎が確立され、室町時代に宗砌・心敬・宗祇らの連歌師が出て最盛期を迎えた。作者たちが一座して共同で制作する座の文芸であり、句と句の付け方や場面の展開の面白さ(付合)を味わうとともに、その場の社交的性格が人々を惹きつけた。

室町時代には連歌は武士の必須教養とされ、和歌と比較して、連歌会と称する会を設けて同じ日、同じ場所に複数の者が集まって長時間詠むことで、集団の結束を図るのに都合の良い文芸であり、コミュニティ形成のツールであった。円滑な社会秩序の安定には価値観や情報の共有を図ることが不可欠であり、連歌会は参加者同士の新たな人間関係を構築するとともに、連帯感や同じ価値観を共有する集団に属することを認識・確認し合う場でもあった。また、連歌は祈りを込められて詠まれる場合が多く、追悼・追善の連歌や法楽連歌、戦勝祈願の連歌も少なくなく、これらの連歌会への参加は名誉なことではあったが、一方で参加には大きな経済的負担が伴っていたので、経済力も要求された。

中世においては知識情報は点在しており、京都とか寺社にいる知識人や知識を記した書物があるところに行かなければ、多くの知識情報を得ることはできなかった。今日いうところの「インテリジェンス」を得るためには情報伝達者が必要であった。そのような中で情報伝達者としての連歌師は、地方の守護や国人衆の依頼を受けて、京都在住の能筆公家に書写・校合の依頼をしたり、また、人物の紹介や書状・金銭の伝達、寺院寄進・荘園返還の交渉、合戦の和睦交渉まで種々の情報を伝達していた。連歌師は連歌を教授し、連歌会興行を行うために地方に下向する機会が多く、諸国の事情に精通しその土地の事情に詳しい人物もよく知っていた。当時、連歌師は中立の立場で、敵対する勢力の領国でも通行できる特権を持っていたようで、国境まで双方の勢力に護衛されて送られている。このように廻国する連歌師は、情報の伝達者であって高いコミュニケーション能力が必要とされ、公家と武家との斡旋役や、地方に來訪した歌人や連歌師等の文化人を接待する文化的接待役も務めた。例えば、宗祇は特定の主人を持たない連歌師であったが、古今伝授を受けて連歌会所奉行に就任し、公家とも交流するとともに、京都や諸国の大名・守護等からも招かれている。寛正5年(1464)頃、細川勝元の家臣安富盛長主催の「熊野千句」では管領細川勝元たちと同座し、文明18年(1486)には「細川千句」で細川政元・同政春・薬師寺元長らと同座している(65)。

- ② **漢籍・漢詩文**・・・中世武士の教養は、王朝古典文化だけでなく、儒学等の中国古典にも及んでいた。『建内記』によれば、文安3年(1446)4月3日に儒学者の清原業忠が細川九郎(勝元)に論語を授業しているが、これは清原良賢が細川頼之の漢籍師範であった例によるもので、「文道を以て政道を輔ける」ために重要なことである、と記している。中世における教育の中核は寺院で、学習内容は仏書のみならず論語等の漢籍で、字書・韻書という漢籍学習及び漢詩文作成の基本となる書物に関心を持たせ、続いて基礎的学習としての暗誦と併行して様々な漢籍から必要な情報を抽出・蓄積していく能力を養い、漢詩文を作成した。特に室町幕府の保護統制を受けた五山は、いわば官立学校であるという意識のもと、そこに正式に入学する以前の得度受戒前の僧童段階の教育を行う場を村校と呼んでいた。科举制度のない日本において、地方の優秀な人材を中央に集め、僧侶として政治権力へ奉仕させる五山禅林の人材登用システムは、その代用としての一面を持っていたといえる。

中世後期の守護層武士の中には禅宗に関心を示し、五山の僧侶と交わって中国士大夫階層の文雅趣味を学び取ろうとする者も現れた。讃岐守護細川頼之は中国禅僧の日用規式等を傾聴しているが、『細川三将略伝』によれば、父頼春に伴われ夢窓疎石の法話を聞き感化されたという。彼が一時失脚して四国に下向する際に詠んだ漢詩「海南行」は有名である。また、頼之は、夢窓疎石の影響を受けて禅宗に帰依し京都の景德寺・地藏院、阿波の光勝寺、讃岐の普濟院等の建立を行い、武事だけでなく、漢詩・和歌・連歌等の文事にも精通した人物であった。その後、応永後期には禅宗に理解を持った將軍義持の影響もあって、大名・守護の中には細川満元(悦道道観)・山名時熙(巨川常熙)・大内盛見(大先徳雄)等のように禅の法号をもち、京都や領国に簡素な禅風の別館を造る者も見られた。讃岐出身の岐陽方秀は、細川満元的生活を「私第側別小室、一觴一詠以為自

楽」(『不二遺稿』)と述べ、彼らは座禅のあとに酒宴を伴い、満元・時熙のように漢詩を作る者もいた(66)。

③蹴鞠…中世の蹴鞠史は公家鞠の時代と武家鞠の時代に分けられる。前期には「晴の鞠会」が定着し、天皇・上皇・将軍等の貴人が臨席して故実に則った進行で行われた。中でも特に公宴蹴鞠会は、天皇が室町殿に行幸して行う晴の蹴鞠会や室町殿が公家の一員として参加した禁裏の晴の蹴鞠会において、上皇に代わって室町殿が天皇の臨席する蹴鞠会に参会することで、「おほやげごと(公事)」に匹敵する存在として意識されるようになった。このような公宴蹴鞠会が享徳2年(1453)を最後に行われなくなり、この時点をもって公家鞠は終焉したといえる。この間、鎌倉期には、蹴鞠を幕府の公的な行事として取り入れ、公家の蹴鞠道家である難波・飛鳥井両家をその指南役に頼んでいる。飛鳥井家の2代目当主教定から相伝を受けた是空が弘安9年(1286)に著した『鞠要略集』には、「承元二年四月十三日御会ノ置キ物ノ事記云、(中略)同一字人数 法橋雲頭 讃岐勝暹 円乗俊暹 伊予静暹 播磨静実 伊賀仁暹 童雲頭真弟子」とあり、承元2年(1208)の蹴鞠に讃岐出身の「勝暹」という僧侶が参加していることが分かる。南北朝の動乱を経て室町時代になると、公家の蹴鞠道家の中で難波・御子左の2家が没落し、飛鳥井家が歴代当主の活躍によって台頭し、以後、飛鳥井家が蹴鞠の代名詞の如き観を呈した。この期には、「晴の鞠会」に参仕すべく、京の公家や武士たちは蹴鞠を習ったのである。

ところが、応仁の乱を境に「晴の鞠会」が開催されなくなり、蹴鞠会の階層的・地域的拡散が起こり、享受層の拡大によって蹴鞠の性格や故実、鞠道家の在り方が変容していった。このような変容を経た蹴鞠の様式が武家鞠と位置づけられる。この時期には蹴鞠会の主流が禁裏や室町殿から公家・武家の私邸に移行し、その傾向は細川氏被官層の大量参入が見られる文明18年以降、一層顕著となった。このような新興武家層の参入による変化こそが武家鞠の時代の幕開けであった。この頃から飛鳥井家は、蹴鞠に入門する人々に蹴鞠の伝書を発給し始めるのである。特に応仁の乱以降には、京文化の地方拡散に伴って、この種の伝書が全国的に発給され各地に広まっていった。地方武家・幕府近習・細川氏とその被官という立場を異にする武家の和歌・蹴鞠への接近は、同時に和歌・蹴鞠師範であり主催者である飛鳥井家への接近でもあり、飛鳥井家は地方武家の中にも門弟を広げていくのである。飛鳥井家は、『新古今和歌集』撰者の1人である雅経を祖とする和歌と蹴鞠の家で、武家が身に付けるべき諸芸の中でも、とりわけ優先度が高いとみられる和歌と蹴鞠について両道を指導できる家であった。和歌と蹴鞠の会が同日に行われる場合もあり、彼らの生活においてこれらは別々のものではなかった。飛鳥井家では和歌会作法書として永正6年(1509)に『和歌条々』、蹴鞠伝授書として応永16年(1409)の雅縁のものから、大永8年(1528)の『蹴鞠条々』等を書いて門弟を通じて全国に広めていった。

永享11年(1439)6月に宮中で禁中鞠場設置の事が決定され、作事奉行に飛鳥井雅世が任じられたことで、師範家としての飛鳥井家の活動の場は、朝廷内にとどまらず幕府行事にもその家職をもって関与していくことになった。幕府も朝廷を模して和歌会や蹴鞠会を催し、その奉行に飛鳥井家を充てた。歴代の足利将軍も蹴鞠を好み、蹴鞠の会を盛大に開催することは一種のステータスでもあり、細川京兆家も蹴鞠会を行った。武家会衆の参加はまず守護家・将軍家近習、そして文明18年(1486)以降、細川氏とその被官人がこれに加わっている。細川氏被官の中には、文明18年9月11日に甘露寺親長亭で催された蹴鞠会に讃岐出身の「鴨居某」が武家会衆の1人として参会している。公式の蹴鞠会参会には飛鳥井門弟であることが要求されたので、彼も飛鳥井門弟であったとみられる。すなわち、この頃、細川被官であった讃岐の「鴨居某」は、飛鳥井雅世や甘露寺親長という公家とも面識があったものと思われる。甘露寺親長の日記『親長卿記』の蹴鞠会記事によれば、当初、鞠場は内裏とその周囲に集中し、これに室町殿での会が加わり、文明12年(1480)以降には開催の数が増加するとともに、鞠場も各参会者(鞠人)の私邸が大勢を占めるようになる。武家会衆は、文明18年(1486)に細川氏とその被官が大挙して参入し、以降、従前参加の奉公衆(番衆)の名が消えるという変化がみられた。このときの武家会衆には細川氏として細川政春・細川高国(政春子)・細川政賢(政春従兄弟)、細川被官として上原賢家・上原元秀(賢家子)・上原神四郎(賢家子)、上野中務丞、斎藤元右、四宮長能、額田宗朝(長能)、薬師寺与一(元長か元一)、鴨居某、大平中務丞、若槻某、原田某がいた。彼らは一家衆・内衆といった政元の上層被官であり、奉公衆(番衆)・奉行衆とは別に管領伴衆・京兆伴衆として政元とともに将軍に近侍したのである。この年8月、細川政元が侍所の検断権を吸収して洛中の検断権を一手に行使して事実上洛中の警察権を掌握し、政元政権樹立に向けて本格的な行動を開始した年でもあった。政元はこうして文明18年を画期として次第に幕政に関与し、明応2年(1493)の政元政権樹立に向けて歩を進めていったのである(67)。

## 2) 讃岐地方への文化普及

3代将軍足利義満は、永和4年(1378)に足利家の邸宅(室町殿)の造営を始め、永徳元年(1381)に完成した邸内には鴨川から水を引き、各地の大名・守護から献上された四季折々の花木を配置したため「花の御所」と呼ばれた。「花の御所」は土御門内裏に近く、御所の2倍にも及ぶ規模の將軍邸は公家社会に対する義満のデモンストレーションを兼ねていたと思われ、義満はここに後円融天皇や関白二条師嗣等を招いて詩歌や蹴鞠の会等を催したのである。在京を義務づけられた大名・守護や守護代・国人層も在京の機会に、この豪壮な室町殿を目の当たりにして、分国や在地にそれを模した守護所や国人館を造営した。小島道裕は、14世紀末から15世紀前半に営まれた国人館遺構が、周囲に築地や土塀を回らし、中に庭園・会所等を配置した1町四方程度の方形館であるという共通点に注目して、これらは足利義満による「花の御所」の成立を受けて、その影響下に作られたものだと考え、地方の国人たちはその権威と権力の象徴として室町殿「花の御所」をモデルとした館を築いたとした。すなわち、彼らは幕府と直結していることを誇示することによって地方支配を行ったと考えられ、こうした関係を「花の御所」体制と名づけた。

在京して京の伝統文化に接したのは大名・守護だけでなく、多くの家臣が扈從しており、彼らもまた伝統文化に接して摂取の気運が広まっていた。細川氏の被官であった土佐の国人大平氏は、鎌倉時代に讃岐守護であった近藤七国平の末として「国」の通字を持つなど讃岐の近藤氏・麻氏と同族と考えられ、在京時に和歌会・鞠会をはじめとする多彩な文芸活動を展開しており、室町時代における公家と武家の文化交流の一典型といえる。こうした大名・守護被官層の在京時における伝統文化の受容が、在国における文化受容の基盤を拡大することになり、また独自の文化を形成していく上で大きな力となった。応永初年は北山文化期に当たり、その荷担者は大名・守護であったというのが通説であるが、大名・守護の文芸活動に関して、その被官層が無関心・無関与であったとは考えられず、すでに北山期よりその文芸活動の基部を形成しつつあったと考えられる。すなわち、東山期に顕著に見られる文芸活動の階層的・地域的拡大という特色は、すでにこの時期から伏流としてあったとみるべきで、応仁の乱後の地方文化の興隆の原因についても、公家・僧侶の下向の過大視はいわば1つの外部的条件に過ぎず、より基本的な要因は、北山期以来の守護大名とその被官層の文芸活動の蓄積と主体性にあると考えられる。極言すれば、彼らの下向は地方文化交流の原因というより、むしろ、それを前提とした結果だといえる。

大名・守護の下向は大名あるいは守護1人の下向ではなく、ともに在京した多くの被官たちの下向を伴うものであった。応仁の乱前に在京していた大名・守護とその被官の中には、貴族や禅僧、歌人や連歌師、あるいは在京する他の武士等との交流の中で、京文化を学び、身に付けていた者が少なくなかった。従って、大名・守護が下向することは、文化の担い手が京都から地方に移動することをも意味したのである。大名・守護とその被官が下向し、彼らが文化の担い手となれば、大名・守護の居館を中核とする地方都市は、政治・軍事の拠点であるにとどまらず、文化活動の中心ともなり、のち小京都とも称すべき都市が生まれる所以ともなった。このように大名・守護及び被官たちは、上洛在京中にも公家衆と交わり和歌会に列席し、連歌師を招いて連歌会を張行し、五山禅僧を訪ねて治国の要を聞き、また能を鑑賞し、蹴鞠の会にも姿を見せていた。また、在国にあつては、中央文化人を積極的に呼び文化摂取に努めた。特に応仁の乱以降は、公家は地方の有力武士を頼って地方へ下り、禅僧・連歌師、芸能人もまた地方へ分散した。いわゆる経済と文化の交換が行われ、中央文化を摂取・吸収して在国に地方文化圏を成立させていったのである(68)

①漢詩・・・武家が禅院へ赴いた以上に禅家も武家を外護者としてこれに阿附した。禅宗の考えと儒学は密接に結びついており、南北朝以後の禅宗は、五山制度の確立と展開の過程の中で、治世の学として儒学を取り込み、室町將軍家や幕府権力者に接近していった。武家にとって禅僧との交流は、自らの宗教的欲求を満たすと同時に、治世の方策を学ぶ場でもあり、武家が禅僧から学んだのは、王道の規範に学ぶという君子論であった。士大夫の学としての儒学では、上に立つ者が常に民生の安定と社会の秩序維持に努めることを説いており、これが中世武士の領国統治理念と一致したのである。夢窓派の代表的な禅僧である義堂周信は、足利義満に『孟子』を読むことを勧め、細川頼之には詩文『六臣註文選』を贈呈するなど、幕府要人から仏教・儒教の師として仰がれた。義堂には、治世は儒教をもってし、治心は仏教といった役割分担の考えが根底にあったと考えられる。

禅寺が中世武家の子弟教育機関として彼らを受け入れたのは、彼らからの外護が期待できたからである。中世武家らの禅寺外護には、自分の菩提寺住持に対する外護という意識と年忌法要の所作や文化教養の修得とといった側面もあった。中世武士の禅宗受容には、武士精神に相通じるところがあったことや、禅宗に付帯して伝えられた宋代文化・禅宗文化に対する魅力とそれに対する強い文化的関心等がその要因として挙げられる。

禅寺では詩会や購読会がしばしば開かれ、即席・兼題の漢詩が競われるなどして、その都度秀逸の作は称賛され、常に優れた作品を作る人は詩文の人として評判となった。そのため中国古典の知識を必要とし、修道と併行して古典をよく知る先学の指導を受ける学習が継続された。讃岐への禅僧による禅宗や漢詩文等の文化普及は、足利尊氏・直義時代の夢想礎石・無徳至孝、足利義満時代の絶海中津、義政時代の岐陽方秀・横川景三等の来讃が契機となって、在国守護や国人・土豪層の在地領主の間に広まっていったと推測される(69)。

- **夢想礎石**…夢想礎石は鎌倉末から室町初期にかけての臨済宗の禅僧で、後醍醐天皇にその才覚を見い出されて尊崇を受け、国師号を下賜された。禅風は純粹禅ではなく、日本の伝統的仏教とも親和性の高い折衷主義的な試みを行ったために幅広い層からの支持を受け、足利尊氏・直義兄弟からも崇敬された。足利直義との対話を記録した『夢中間答集』は、聖と政の第一人者同士の間談として將軍家公認の修養書に遇せられるなど思想上貴重である。また、夢想派という門下を形成し、後の日本の禅宗発展に多大な影響を与えた。複数の五山級叢林の住持を務め、禅宗特有の言語行為である説法を遂行した。禅僧としての業績の他に、天龍寺庭園と西芳寺庭園等の禅庭・枯山水の完成者としても知られ、後醍醐天皇の鎮魂のために建立された天龍寺の造営にあたっては、元に天龍寺船を派遣して造営費用を捻出するなど、商売人としての才覚もあった。さらに五山文学の有力漢詩人であり、和歌においても勅撰和歌集に11首が入集するなど、文学史上でも足跡を残している。

暦応5年(1342)春に阿波国丈六寺釈迦像開眼の導師のために四国にわたった夢想は、入仏の式を修めた後、錫を讃岐に巡らして八栗・屋嶋・志度浦を過ぎ、香河郡の宗玄禅寺(香西町中津の池の上にあった禅寺で、現在はない)に止宿した。香西氏の招きでその地に来たとき、香西氏は居館の南にある泉房の名泉を汲んで茶会を催した。その際、夢想はその名水を賞して「泉房記」を賦して香西氏に与えたことなど、讃岐の武士等が禅宗の学僧との接触から、詩賦の教養を高めていたことを知ることができる(70)。

- **無徳至孝**…俗性は藤原氏で弘安7年(1284)に越前で生まれ、15歳の時に入洛し、東福寺の無為昭元について出家した。のち関東に下向して学鬻(足利学校の前身)を歴遊して研精した。徳治元年(1306)に再入洛し、足利直義が各国に安国寺・利生塔を建てた際、康永元年(1342)に山城北禅寺を山城安国寺として十刹に列するとともに、無徳に改遷開山の号を与えて敬した。この寺の中興開基は細川頼氏であった。のち東福寺第23世に住してその法を嗣ぎ、後世「東福四哲」の1人にも数えられた。任満ちて退院した後、讃岐守護細川頼氏の請に応じて讃岐に赴き、宇多津長興寺の落慶仏事の導師を勤め、四国一円にまでその声名が広がった。長興寺は、頼氏が父頼貞(法名長興寺義阿)の菩提を弔うためと天下静謐の為に建立したと伝え、丈六寺雲版(徳島市)には「讃州安国寺、明德五甲戌(1394)九月日」と記録されている。
- **絶海中津**…義堂周信と並んで、日本の五山文学者の双璧と称され、殊に詩文を巧にして、明僧如蘭より「日東語言の氣習なし」と評せられるほど、中国人と同等の創作力を持っていた。建武3年(1336)土佐の津野に生まれ、13歳で京都天竜寺の童行となって夢想礎石に師事し、翌年剃髪して師僧の勤行の手助けをする駆鳥沙弥になった。夢想がその神秀を見抜いた結果という。16歳で受戒し大僧となったが、その時の戒師も夢想であった。夢想の示寂後、18歳で建仁寺の龍山徳見を慕ってこれに参じ、このとき義堂周信と儕輩となった。以後、12年間建仁寺で修業を続け、貞治3年(1364)、鎌倉に下り、建長寺に掛錫して大喜法忻に参じた。管領足利基氏の敬愛を受け、応安元年(1368)には建国早々の明に渡り、康暦元年(1379)には京に入り、夢想の開いた雲居庵に居所を定めた。至徳2年(1385)、管領職を辞し出家して讃岐に帰っていた桂巖居士常久(細川頼之)が、同年7月に阿波に大雄山寶冠寺を創め、絶海を招いて開山大和尚とした。頼之はこの後、康応元年(1389)に絶海を義満の厳島参詣に随行させている。

細川氏とその被官たちは、京師にあって五山の学僧たちと接触する機会が多く、細川頼之は絶海を讃岐の宇多津に招いて教導を受け(『絶海録』)、五山の僧も讃岐巡錫し、讃岐に漢文学の教養を高めた。『仏智広照浄印翊聖国師年譜』によれば、絶海は至徳元年に足利義満に直言してその意に逆らい、撰津銭原・有馬に隠棲し、同2年(1385)7月には細川頼之に招かれて讃岐の普濟院に住し、阿波宝冠寺の開山となっている。頼之は、このとき絶海を讃岐に迎えるために普濟院の住持を用意し、且過庵を建てたという(71)。

- **岐陽方秀**…岐陽方秀は三野郡熊岡郷の人で、佐伯氏の出身である。慶安元年(1362)に生まれ、12歳で東福寺に僧童として入り、靈源性浚に依附して洛北聖寿寺に移り、靈源が山城安国寺に遷住するに及び剃髪した。その間、鎌倉寿福寺や京都南禅寺でも修行し、永徳元年(1381)には東福寺に帰り、応永10年(1403)に同寺前堂首座となり、同年9月には準三后(足利義満)の帖を領して多度津道福寺(諸山)の住持となり、以後5年間を多度津で過ごした。道福寺は香川氏の菩提寺として、その居館のあった多度津山の東南麓にあったと

される。同 18 年 (1411) 東福寺第 80 世に昇任し、同 25 年天竜寺第 64 世となる。岐陽は不二道人と号して漢詩をよくし講学に秀でるとともに、多くの禅籍や禅語録を仮名法話にして著し抄物を始めるなど、禅宗の世俗化・日本化に寄与すること大であった。

岐陽は 4 代將軍足利義持と関わりが深く、細川満元や世阿弥とも知り合いであった。その詩文集『不二遺稿』によれば、応永 17 年 (1410) 4 月に命ぜられて義持の道号「顕山」の説を作ったのを初めとして、義持の自画に着賛し、鈞命を承って頌を献上したりしており、両者の交誼が裏付けられる。足利將軍家は禅宗に厚い庇護を加え、特に義持は禅に傾倒すること深く、世阿弥にとっては奉仕先の將軍家自体が既に 1 つの禅的環境だったといえる。桃源瑞仙の『史記抄』には「(文明九年) 季春十九日、(中略) 常在不二師座上笑談」とあり、文明 9 年 (1477) には世阿弥が不二和尚 (岐陽方秀) の許に常に出入りしていたことが分かる。また、細川満元は世阿弥の後援者的存在であり、その被官人層とも交流があったことが想像され、世阿弥が岐陽と結びついたので、細川家 (被官人を含む) を媒介としたものであろうと推測される。『不二遺稿』を見ると、岐陽が在家の人の中では特に細川満元と親密な交わりを結んでいたことが知られる。岐陽と満元の関係は、応永 15 年 (1408) 6 月に求められて満元の道号「悦道」の説を作ったときから、同 28 年 (1421) 8 月の満元の父頼元の像に着賛するまで、両者の関わりと交流は、併せてその被官人層にも及んでいた。『不二遺稿』には十河元重の寿像賛 (応永 18 年) や多々良元俊の父の 13 年忌仏事拈香法語 (応永 23 年) が納められているが、特に応永 24 年 (1417) に岐陽が発願して東福寺の関山聖一國師の年譜を開板した際の助縁者名簿の巻末には、在家として「寶城 紀元資 已上各助壹貫文 多多良元俊 藤元久 已上各助参佰文 寶密 宮道慧有 已上各助貳佰文 源元家 藤元資 橘元高 越智常安 越智通益 已上各助佰文」と付載され、その大半の人物が応永 21 年 (1414) の崇徳院 250 年忌に細川満元が勸進・奉納した「頓証寺法楽和歌」や、堯孝の応永 28 年の日次詠草『慕風愚吟集』初見の細川家関係の歌会等に詠者として名を連ねており、すべて細川家の被官人と見做され、岐陽の在家人の支持層が主として細川家関係者からなっていたことを物語る貴重な史料である。このほか讃岐出身の禅僧には、天竜寺第 27 世の南宗土綱、東福寺第 94 世足庵靈知、南禅寺第 72 世の信叟嚴教等がいた (72)。

・横川景三…『蔭涼軒日録』の著者亀泉集証と同じく播磨出身の臨済宗夢想派の禅僧である。「慈照相公平生御崇敬事也」とあり、足利義政の良き相談相手であるとともに、五山禅林の中でその文筆の才は高く評価され、著述と揮毫の天才と称されるなど東山時代の日本漢文学を代表する人物であった。

文明 19 年 (1487) 3 月、香西氏の支族福家盛頭が、香川郡円座の河岸に別荘を築いて邸中に釣亭を設け、これを釣月亭と名付けて、亭上に掲げる詩賦を前相国寺住持横川景三に依嘱している。横川は、福家盛頭の要望に応じて「詩一首寄題亭上云」なる詩 1 首と鉞 1 篇を与えている (73)。

②足利学校出身の禅僧景政正叔…東福寺の住持を長く勤めた彭叔守仙 (1490~1555) が、天文 23 年 (1554) にまとめた詩文集『猶如昨夢集』下巻の銘の部に、「景政字銘」と題して「正叔蔵主者、讃陽寒河郡得月禅庵之宰也、甲族、紀之殖田氏、祖派由良之法燈國師、数歳之先、遠東関村校、励車蚩孫雪之業」という記述がある。これによれば、室町後期に足利学校で学んだ景政正叔という禅僧が讃岐の寒川郡にいたことが分かる。彼が学んだという東関村校 (足利学校) は、天文年間 (1550 頃) に「学徒凡有三千」といわれ (『下毛楚州学校由来記』)、フランシスコ・ザビエルが「日本国中最も大にして最も有名な坂東の大学」 (『イエズス会士日本通信』) と海外に紹介するなど、中世から近世にかけて武蔵の金沢文庫とともに、学問の 1 大中心地であった。講義内容は儒学の講説を主とし、特に易学を宗として天文学・兵学・医学等の実用的な学問が重視され、遠く琉球・九州・四国からも負笈の学徒が来学していた。大永 5 年 (1525) に足利学校第 6 代席主に就任した文伯の門弟の中に讃岐の景政 (正叔) がいた。ここで数年間学んだ正叔は、その後京都東福寺の住持彭叔守仙のもとに参禅学道して、彼の会下で侍者から西班 6 役のうち上から 3 番目の蔵主の法位にまで昇進している。その縁で道号 (字) の一字である「叔」の字をもらうとともに、当時、讃岐守護細川京兆家の守護代・又守護代として社家奉行を勤め、有力社寺で法楽連歌を催すなど文芸にも造詣が深かった安富氏の外護を受け、その支配地域で得月庵を結ぶことになったのではないかと推測される。その際、師の彭叔守仙が、蔵主の位にあった正叔に対して「景政」という法諱を授けるとともに、得月禅庵も東福寺の塔頭栗棘庵内の善慧軒を本庵とした末庵になったものと想像される。

室町時代の讃岐では、守護細川氏の外護もあって、臨済宗、特に五山派の受容が広がっていた。例えば、細川顕氏が父頼貞の菩提を弔うために宇多津に長興寺を建立して無徳至孝を、細川頼之は夢窓疎石や絶海中津を讃岐に招くなどして、その普及発展に寄与した。五山派がこのように守護を外護者としたのに対して、林下は

守護代や国人クラスの地方武士に積極的に取り入り、仁尾に常德寺を開くなど教線の拡大を図った。一方、曹洞宗も寛正年中（1460～1466）に細川勝元によって大内郡東山の宝光寺が再興され、讃岐禅門洞家の最初の道場としたといわれている。禅宗の地方展開は、このような地方有力武士と著名な禅僧との特別な関係だけでなく、法系図に名前さえ留めない「参学ノ小師」とも言うべき無名の禅僧とそれを外護した中小の在地武士や土豪層に支えられていた面も大きいといえる。景政正叔や得月禅庵のような地方禅寺庵の歴史的位置づけについても、このような目線で考えてみる必要がある。

室町～戦国時代の武士と禅僧との関係について、黒田俊雄は、「中世の人々の根源的な願いはむしろ安穩であり、それこそが中世社会において絶対的価値をもち、武勇は容認される場合においてもあくまで安穩を守るための相対的な存在しかなかった」とし、この安穩の実現に仏教が深く関わっていたとした。『法華経』の「現世安穩、後生善処」という句は、神仏への願文や寄進状等にも数限りなく記され、中世では最も一般的に普及していた願望の言葉であった。従って中世の戦いには、しばしば鎮魂の行事が随伴していた。中世武士にとって戦争の過程で生み出された怨霊を鎮魂し安穩をはかるということは不可欠な行為であった。このように中世の寺院は、安穩と武勇を二重に兼ね備える存在であった。戦争のときには、まず先に調伏祈禱行為を行い、南北朝時代には和議の斡旋にも関わり、和議が破れた際には両者の間に立って調整に務めた。戦国時代になると、自ら軍師となったり、陣僧と称して軍陣において敵味方の間を往復周旋して樽俎折衝に務める者もいた。『足利季世記』には、「かの法師を陣僧に作り、廻状を書いて彼の陣に送りける」とあり、陣僧と呼ばれる従軍僧が軍団の中に多数存在したことが分かる。陣僧とは右筆的性格や使僧的性格というよりも、大橋俊雄のいう「仏の教えを説き、戦陣にある将兵たちに生きるささえを教え（中略）、ときに死体処理にもあたった『従軍僧』というのが実際の姿に近かったのではないか」という従軍医的側面もあった。そのため易学・兵学中心の講義が行われた足利学校の卒業生（軍配者）たちは、軍師として各地の大名に招かれることが多くなり、そのブレイクとなっているケースもある。

禅僧は、戦闘はしなくても合戦の行程を管理して「頸注文」のような報告書の作成にも関与していた。南北朝時代から軍忠状には、寺院は祈禱と具体的な合戦における死者手負が列挙されるようになり、室町時代の『蔭涼軒日録』には「分捕頸注文」と呼ばれる戦果報告書群が数多く記載されている。これは合戦の大將に提出する軍忠状の一種で、大將や軍奉行の承認を受けて、後日、恩賞の給付や安堵を受ける際の証拠資料としたのである。延徳4年（1492）4月1日の「頸注文」には「頸五十余、名が判明するもの十二名、未詳のもの四十余り、死者三百余人、安富筑後守元家方の負傷者 安富修理亮・三上与三郎討死」とあり、同年4月4日付の「頸注文」には、3月29日巳～午の刻合戦分として「安富筑後守元家 手勢が討ち取った頸六十七」と記されている。戦乱の多かった中世社会においては「禅僧なくして中世日本なし」といえる時代背景があった(74)。

③**古典**…武士が自身の力量を示すためには、合戦をはじめとする武事だけでなく、文事も嗜まねばならなかった。文と武は言葉の上では対立するにもかかわらず、中世武士が武芸と文芸に執心した文化摂取の心は奈辺にあったのか。第1は文武両道を兼備した武人こそが真の武士とする伝統的観念があったこと、第2に武士の伝統として、恥の観念、名を惜しむ意識があったこと、第3に文芸と武芸とを同一視していたこと、第4に文道は政道を助けるものと考えていたこと、第5に文化は権威を象徴し、文化の実用化や政治の強化に主眼があったことなどが挙げられる。「歌連歌ぬるきものぞといふ人の あづさ弓矢を取たるもなし」（三好長慶）は、和歌・連歌を「ぬるきもの」と考えるのは誤りで、これらの教養を身に付けた者こそ真の武士である、というのである。このように文武は車の両輪、鳥の両翼といった伝統的な考えがあったからである。中世後期には、歌会・連歌会を催したり参加する武士が地域の別を問わず、多数存在し、和歌や連歌は武士間でも広く受容されるようになった。上層武士の間では、文事と武事は並び立つものと考えられ、文武二道を修めた者は賞賛され、武事だけでなく文事にも心を懸けて取り組むことで、支配者としての正当性を得ようとしたと思われる。

日本では古くから言霊信仰があり、言葉にも霊が宿ると考えられていた。中世になると、この和歌に対する宗教性がより強くなり、和歌を神仏に奉納して祈ることによって、自らの願いを成就したり神仏に感謝しようとする考え方が広まった。一方、連歌においても同様の傾向が見られ、神仏への法楽連歌が盛行した。このような歌会や連歌会を介して人々の人的紐帯が広がっていったのも中世社会の特徴の1つであり、これらによって築かれた人的つながりは、政治的な役割を果たすこともあった。大名や家臣たちの和歌・連歌をはじめとする高い文芸の素養が、人的紐帯づくりにも役立ち、それが政治的にも役立ったのである(75)。

• **和歌**…応安7年（1374）～永和2年（1376）頃の冬に、参議藤原宗泰・武蔵守細川頼之等の延臣・武将9名が

京都の崇徳院御影堂に参籠して、菊及び懐旧の題の下に法楽和歌を各2首ずつ詠じて「崇徳院御影堂同詠二首和歌1巻」(金刀比羅宮寶書71号)を御陵に奉獻している。

次いで応永21年(1414)4月17日に管領で讃岐守護でもあった道歎細川満元邸で催された「頓証寺法楽一日千首和歌」は、前年が崇徳院250年遠忌に当たっていたので、それを期しての法楽の催しだったと思われる。詠者の中には、道歎、梵燈、重阿、堯孝、正徹等の他に、満元の被官であった安富宝密・同宝城が出詠している。このうち安富周防入道宝密は、崇徳院御影堂に掲げる額の字の揮毫を、道歎を介して將軍義持に願い出たところ、將軍は神慮を慮って仙洞の御小松院に執奏して「頓証寺」の勅額を賜った。(白峯寺)院主御坊宛の宝密書状に「(前略)百首法楽申候、当座卅首共に一貫にあすかみ殿遊させ候て、また屋形法楽候一日千首も、此筑後殿に進之候、いつれも箱に入て候、此まゝ御奉納あるへく候」とあることから、後に催された「頓証寺法楽続百首和歌」「頓証寺法楽当座続三十首和歌」と一緒に、同年12月に「松山法楽一日千首短冊帖」(金刀比羅宮寶書84号)として頓証寺に奉納されたとみられる。「頓証寺法楽続百首和歌」「頓証寺法楽当座続三十首和歌」(白峯寺蔵)は、飛鳥井宋雅筆と伝えられ、両者を合わせて1巻として法楽のために進上された。「続百首」の成立は、応永21年(1414)12月8日で、「続三十首」も同じ日に詠まれたと見られる。「続三十首」の詠者18名の内、善節1人を除く17名までが「続百首」の作者46名の中に入っているので、おそらく「続百首」の披講を終えた後、その日の出席者のみで「当座三十首」の会がもたらされたものであろう。「当座三十首」の歌人は、宋雅(飛鳥井雅縁)・雅清(飛鳥井雅世の初名)の飛鳥井家の歌人を筆頭に、道歎(細川満元)・持元・持頼・持之等の細川一族が中心的な位置を占めている。他に(安富)宝城・(安富周防入道)宝密・(横越)元久・(秋庭)元継等の細川氏の被官と、正徹・堯孝・梵燈等の歌僧が見える。

さらに応永22年(1415)9月に成立した「詠法華経品々和歌一卷」(白峯寺蔵)は、宝密・宝城兄弟による亡父の追善が目的であった。宝密・宝城兄弟は細川京兆家の被官安富氏で、安富周防入道・安富安芸入道と称し、細川家の文芸を高揚せしめた代表的な人物である。応永21年4月の「一日千首和歌」、同12月の「法楽百首」「当座三十首」、応永22年9月頃の「詠法華経和歌」の4つすべてに顔を見せているのは、道歎・宝城・之重・宝密・堯孝・正徹・梵燈の7名だけで、彼らは細川道歎の歌壇と深い関係を有していたと考えられる。出座歌人のうち、宋雅(雅縁)・雅清(雅世の初名)・雅永(雅清弟)の3人は共に飛鳥井家の歌人であり、道歎(満元)は出家して法名岩栖院悦道常歎、後に道歎と称した。持元・持之はともに道歎の子息、基之・満久・持頼は道歎近親の一族で、満祐は赤松氏、宝城は細川京兆家被官で安富安芸入道、宝密も同家被官で安富周防入道と見え、宝城の兄にあたり、連歌を嗜み「北野万句連歌」にも出座するなど、細川歌壇の中で最も文芸を長けた人物の1人である。常建・元資は東寺百合文書にそれぞれ丹波国守護代香西入道・香西豊前守とあり、共に細川京兆家被官の香西氏である。之重も同家被官の寒川氏かと推測される。また、文明4年(1472)12月には、宗祇・専順・紹永等の著名な歌詠み12人による「法楽千句和歌」が白峯寺に奉納され、永禄6年(1563)の崇徳院400年御遠忌の際には、文学者として有名な前関白九条種通(行空)が御陵に参籠して、その間に30首の和歌を作った「詠三十首和歌一卷」(白峯寺蔵)を奉納祈願している。

「頓証寺法楽一日千首」「頓証寺法楽続百首和歌」「頓証寺法楽当座続三十首和歌」に出詠している正徹は、多くの人と交誼をもち、膨大な社会圏・交友圏を渡り歩くとともに、直弟子も多数擁していた。武家では、応永期には4代將軍足利義持と面談し、宝徳2年(1450)頃からは8代將軍義政にも認められ、同4年には飛鳥井雅親を介して義政に『源氏物語』の進講を4か年かけて行っている。大名・守護クラスでは、特に細川満元(道歎)、その子息の持元・持之・持賢(道賢)、それに持之のあとを継いだ勝元、その他頼久・氏久等とも交わっている。なかでも勝元は宝徳2年11月に正徹と歌道師弟の約束を交わしている。正徹は永享5年(1433)9月26日の細川持之家での詠歌から、長禄3年(1459)4月2日の細川勝元家での詠歌まで、細川家の月次会等に毎年のように出座して詠歌している。正徹を慕って、その草庵を訪れる者は多数にのぼり、直弟子には正広・正般・桂厚・長元・心孝・暹能・正韻等がいて、このうち正広は正徹の第1の愛弟子で『草根集』の編者となっている。善通寺本坊には正広自筆と伝えられる正徹の「詠百首和歌」1軸があり、その奥書には「文明四季三月十日写之」とある。また、三豊市仁尾町の常德寺には「永享六年正徹詠草」が伝わっている(76)。文明3年(1471)、東常縁より古今聞書の証明を授かった宗祇は、同19年(1487)4月、三条西実隆に古今集を伝授し、長享2年(1488)11月に飛鳥井宗綱・三条西実隆ほか、由佐九郎左衛門尉長季・大平国雄等と当座三十首和歌等を張行している(『実隆公記』)。

• 連歌…管領細川宗家(京兆家)を中心に行われた文明18年(1485)2月25日の聖廟千句「細川千句」の連衆

の中で、讃州座の守護代安富元家は発句を務め、執筆は香西彦二（次）郎長祐が承っている。安富氏は被官の中でも最も文芸をよく嗜んだ一族で、応永22年（1415）には安富宝蜜・宝城兄弟は、亡父の追善のために「詠法華経品々和歌」1巻を頓証寺に、一族の安富盛保は、享徳4年（1455）に和爾賀波神社（三木町）に「三十六歌仙扁額」6枚を奉納している。「崇徳院法楽連歌12巻」（白峯寺所蔵）は永正年間（1500-1521）の作品で、永正9年（1512）3月14日と同じ日付を持つ千句の残巻3巻と、永正15年（1518）3月16日のものである。両者にしばしば登場する作者は、良宥、宥興、宗意、宗繁、増盛、宗傳、宗源、惣代、増健、勢均らで、これらは白峯寺もしくは近隣の僧侶や神官たちであったと思われる、これらに在地の好士等が加わって連歌が行われたものと考えられる。中でも良宥はほとんどの作品に名を連ねており、この地域の連歌の中心人物で指導的立場にあったと目される。

「神谷神社法楽連歌一卷」（神谷神社蔵）は、明応5年（1496）2月22日に神谷神社法楽を目的として巻かれたものである。作者の香西元資は細川勝元の家臣で、香西氏一族や神谷神社近隣の在地武士とその愛童及び神官・僧侶たちに勧進して法楽連歌が企てられたと思われる、連衆は、宗堅、宗高、元家、元親、祐宗、元門、宗清、宗勝、重任、増吉、歳楠丸、増林、増認、貞継、有通、盛興、元資、宗元、宗秀、宗春、元隆、幸賀丸、元治、寅代、師匠丸、石玉丸、土丸、鍋丸、惣代の29名で、安富元家・元治も参席している。

この他、長禄4年（1460）12月の「一宮田村神社壁書」には法楽千句田に関する規定が載せられ、「金毘羅大権現神事奉物惣帳」には永正12年（1515）9月に「連歌百印」が見えるなど、讃岐における法楽連歌等の国人文芸が盛んであったことが分かる。

連歌師では、香東郡太田邑出身の伴阿弥が、康暦元年（1379）に細川頼之の推挙で將軍義満に仕えて周阿と号し、その名をさせ、宗鍵は宇多津出身で、天文13年（1544）牡丹花肖伯の門に入って名声が国内に溢れたという。永禄・元龜頃には宇多津の宗全が名高く、天正2年（1574）3月に上洛して紹巴に謁して連歌の会を興行している。また、永正頃には山崎宗鑑が出て、連歌の形式体裁を整え、自由な表現を求めて『俳諧連歌抄（新撰犬菟波集）』を撰し、宗祇が大成した芸術的貴族的連歌から自由奔放な庶民的連歌・俳諧連歌への源流をなした。宗鑑は寛正6年（1465）に近江国志那郷に生まれたとされ、本名は志那弥三郎範重といい、近江源氏佐々木秀義の5男、五郎左衛門義清の子孫といわれている。範重は幼時期に將軍義尚に侍童として仕え、この間に連歌師の宗祇を通じて連歌の道に入ったと思われる。観音寺興昌寺第5世梅谷禪師が京都東福寺に在った時、山崎宗鑑と交わる事数年、その縁により享禄初めに宗鑑が西国行脚の途次に梅谷の興昌寺を尋ね、この地の風光を賞でて滞在し、寺の傍らに一夜庵を結んで俳諧連歌を作った。宗鑑の風雅を慕って訪れる者が多く、遠近諸人のために詩歌俳諧を講ずること26年、興昌寺本堂再建のために紫金仙勧進帳を書いたりして、天文22年（1553）に89歳で没した（77）。

#### ④芸能

・猿楽能…6代將軍足利義教が永享5年（1433）に、4代義持の時に興行された將軍の代始勧進田楽の先例に倣って、音阿弥に命じて京都の糺河原で勧進猿楽を興行し、代始め勧進猿楽の嚆矢とした。その後、11代義澄期の文龜3年（1503）にこの猿楽興行が定例化され、室町將軍の政治的基盤の安定化が図られた。その政治的背景には、義澄が幕政の有力者であった細川政元との関係修復と政元の幕政参加による政治基盤の安定化を意図して、彼の支持基盤である諸勢力の結束を強めて、幕政運営体制を維持・強化しようとして行った政策の一環であった。それ以前に正長元年（1428）頃から猿楽・鷹狩禁止令が出され、これらを権力の象徴として室町殿の許認可が必要な芸能として管理下に置こうとする幕府の動きがあった。幕府儀礼として実施する猿楽興行は、幕政有力者との友好的な人間関係を築くことによって幕政の円滑な運営を図るとともに、主催者である將軍はその政治的地位を喧伝して評判を高める有効な手段となった。これと併せて將軍の大名邸御成は、將軍の出行・猿楽・贈答・饗膳という複数の要素を併せ持つ複合的な儀礼であり、亭主側は饗応することで將軍との信頼関係を深め、一方で幕府内における自身の政治的地位の高さを誇示するという政治的側面も持っていた。この御成は概ね幕政に参加して在京大名や有力幕臣に限られ、在京大名間の現状を反映した政治的序列を示す機能を果たすとともに、その実施主体は在京大名側にあつては將軍からの恩賞としての側面もあった。中でも細川京兆家当主は主催回数が突出して多く、この御成を政策として積極的に活用していたといえる。

義澄・義植期に頻繁に行われた猿楽興行が、義晴後期より減少していく現象は、在京大名の幕政への影響力低下を意味していた。また、合戦や政変後の猿楽興行には、戦乱や政変の終焉を内外に示すことや、戦・変後の幕政運営体制の再構築という新たな課題に対処するためのものであった。すなわち、猿楽興行は、主催者と共催者の順序を通じて幕政における政治的地位を可視化することによって、戦・変後秩序構築の一環として機

能していたといえる。特に義植から義晴への将軍交代期には、細川高国が幼い将軍の後見人として幕政における影響力を強めるようになり、その力関係の変化を端的に表したのが猿楽興行であった。高国は猿楽興行を政治の手段として巧みに活用し、猿楽興行を影響下に置くことによって主導権を発揮して自身の構想に基づく幕政秩序の構築を進めていったのである。

讃岐関係者では、寛正6年(1465)正月23日に、細川右京大夫勝元亭への御成があり、能が催され(『親元日記』)、同年正月26日には、室町殿では諸大名が召されて申楽を拝覧している(『大乘院旧記』)。また、文正元年(1466)正月8日には、細川殿・右馬頭・安富勘解由左衛門尉が旧例によって相賀し、猿楽を行って歌舞献賀を行ったとある(『蔭涼軒日録』)。さらに文明2年(1470)3月23日には、細川被官人共が猿楽で相交わり(『大乘院旧記』)、延徳2年(1490)5月5日には、細川政元亭で申楽(観世太夫能)、同年5月12日にも京兆第で猿楽が興行されている(『蔭涼軒日録』)。

在国讃岐においても猿楽が流行・浸透し、文和2年(1353)3月5日には、秋山泰忠は置文で、一族子孫に対して10月13日～15日の本門寺御会講を心一つにして勤め、白拍子・猿楽・殿原で懇ろにもてなすよう命じている(秋山家文書)。長禄4年(1460)12月には、讃岐守護細川勝元の「讃岐国一宮田村大社壁書之事」において、猿楽・白拍子の舞が行われたことが分かる(田村神社文書)。文明12年(1480)9月8日には、石清尾八幡宮の猿楽(能)面が造られ(『石清尾八幡宮関係資料』)、明応6年(1497)正月には、小豆島で利貞名ほか5名が共催して相撲・流鏑馬・放生会・後宴猿楽を行っている(赤松家文書)(78)。

・田楽…田楽という言葉は、田植え行事に関わる芸能の総称で、田楽法師とは法体姿の田楽専門芸能者であった。中世は「芸能の世紀」といわれ、中でも田楽はその代表的な芸能で、鎌倉末期から室町時代にかけて猿楽を凌駕して人気を博したが、室町中期以後は急速に衰退していったとされている。江戸時代後期の高松藩領『東讃郡村免名録』(鎌田共済会郷土博物館蔵)によれば、山田郡西前田村滝本免の中に「田楽」の字名が見え、讃岐においてもこの芸能が行われていたことを予想させる。「田楽」地名の由来について、中・近世期において流鏑馬・競馬・獅子舞等の寺社芸能に出演の芸人には、禄物が支給され、その財源のために免田が設置されていた。このうち田楽法師を招く経費に充てられた田のことを田楽田と呼んだ。讃岐にも、踊り田・放生田・さるが田・神楽田・神子田等の芸能に関係した字名が数多く残っており、中世における社寺祭礼行事における芸能が盛んであったことを彷彿とさせる。高松市一宮町には連歌田・化粧田等の字名が残っており、讃岐一宮における祭礼行事を支える組織的な経費充当制度が整備されていたことが分かる。前田地区の「田楽」地名の由来も、前田氏が在地支配の一環として行った前田八幡宮の祭礼諸行事の中で、田楽芸能奉納に要した経費を充てるために設けられた田楽田が変容し、やがて時代とともに「田楽」と省略されたものと推測される。

前田氏は讃岐国山田郡内を名字の地とする国人であり、前田八幡宮の参道先には前田氏が築いた前田城跡が残る。室町時代には細川京兆家の被官となっており、応永22年(1415)には管領細川満元の使者として前田某が見える(『兼宣公記』)。この頃、京都では勸進田楽・猿楽が盛んで、応永29年(1422)には細川満元が、永享5年(1433)には細川持之がそれぞれ将軍が観覧するための棧敷の管理を任されているので、前田氏も上・在京して棧敷管理の任に当たり、田楽や猿楽に触れたものと思われる。田楽の地方への伝播時期は、京都で勸進田楽が盛んであった応永年間(1394～1427)以後のことと推測され、前田地区の在地領主であった前田氏が、地域の氏神的存在であった前田八幡宮の祭礼行事を氏寺宝寿寺を通じて主宰することによって、領域内における支配権と祭祀権を確立しようとしたものと考えられる。室町時代の放生会には獅子舞と田楽は付き物であったが、地方ではその後も神事芸能として伝承されるようになり、神事渡物は、通常神輿・神官・御幣等の神事と、一物・獅子舞・神楽・田楽・猿楽等の芸能集団、競馬・流鏑馬・相撲等の競技集団の3部門で構成されていた。このうち田楽の特色は、本来水干に指貫姿で綾藪笠を被り、太鼓の伴奏でビンザサラを使って、円陣や対峙しながら躍動的でシンメトリックな動きをする踊りであったが、次第に獅子舞や競馬・相撲等と一緒に一連の祭礼行事の一部分を形成して、華やかな花笠や異形な被り物で顔を隠したり、緩慢な動作で踊りの隊列も変化に富むようになった。前田八幡宮の祭礼行事も、当初行われていた仏教系の放生会行事が、江戸末期の神仏分離思想の影響で収穫感謝の秋祭りに変わったと推測され、松岡調の『新撰讃岐国風土記』(多和文庫蔵)には、「宮処八幡神社の大祭に、氏子地四箇村より当人として、童子に潔斎させ、白の直衣を着せて御輿の前に立ち行くに、それが前に大なる団扇を指立て、練り行くなり。これ他村にせぬ供奉なり」と記しており、各地区から獅子舞が奉納され、近くの滝本神社では競馬が行われている。この獅子舞や相撲・競馬等は中世の神事である渡物の名残で、馬上の童子(一つ物)にさしかけた蓋は風流の象徴と考えられる(79)。

## 第2節 中世後期讃岐における国人・土豪層の学芸活動と人的紐帯の形成

### 1. 讃岐守護細川氏の文事と文化力

中世後期における武士の領域権力化には、軍事力（ハードパワー）の他に文化力（ソフトパワー）、それを支える経済力とそれらを総合した政治力（外交力を含む）が必要とされた。讃岐守護細川氏は足利氏の一門で、建武の中興のときに足利尊氏が細川定禅を讃岐に、細川和氏を阿波に遣わして京都制圧・室町幕府の成立に功があった。定禅はこのとき香西・託間・三木・寒川氏らを率いて尊氏に呼応して活躍し、幕府成立後、讃岐守護には定禅の兄細川頼氏（頼之）が補任され、その後は子の繁氏、従兄弟の頼之が継承した。頼之のとき、一門の細川清氏が南朝に通じて白峰合戦が起こったが、頼之は香西・託間氏ら讃岐の武士を指揮して清氏を倒して讃岐から南朝勢力を一掃した。以後、讃岐守護は頼之の弟頼元に移り、その子満元、さらに子の持元、弟の持之、子の勝元、政元（政国）、澄元、高国へと継承されていった。細川氏は安富・香川・奈良氏らの直臣を登用して入部させ、讃岐の支配を行った結果、畿内・四国を中心に一門で8か国の守護職を占める有力大名となった。頼之は管領として3代将軍足利義満をよく補佐し、以後その嫡流である京兆家は代々管領に任ぜられ、斯波・畠山氏とともに3管領の1つに数えられるようになった。細川氏には、管領となる京兆家と阿波守護家以下7つの庶家からなる同族連合体制という特異な組織体があり、互いに助け合うことによって、応仁の乱前後に斯波・畠山氏が勢力を失墜するのに対して、細川氏だけが室町幕府の中で権勢を保ち続けることができた。

管領家を踏襲した細川氏は分国讃岐にとどまらず、京洛文化に関わって盛んな文芸活動を展開した。細川氏の文芸は、和歌・連歌・猿楽・犬追物・蹴鞠への参加が主なもので、為政者としての学問への傾斜は少なく、漢文学へ注目したのも天下平定のための軍略を主体としたものであった。讃岐守護細川頼之は、端正温厚な性格で読書を好み詩歌をよく嗜むとともに、知略に富み、足利尊氏に従って功を挙げた。頼之は幼少時に父頼春に伴われて禅僧夢窓疎石の法話を聞き感化されたといい、その影響を受けて禅宗を信仰し、京の地蔵院・阿波の光勝寺・讃岐の普濟院等の建立を行うとともに、2代将軍足利義詮からの遺命を受けて世子義満の補導の任に当たって補佐した。頼之は、応安7年（1374）冬から永和2年（1376）冬にかけて、自ら勧進して法楽和歌会を催し、「崇徳院御影堂同詠二首和歌」1巻を京都崇徳院御影堂に奉納している。また、頼之の孫細川満元は、応永11、12年（1404、1405）頃出家して法名を岩栖院悦道常歎と称し、応永21年（1414）に自邸で催した「頓証寺法楽一日千首」和歌会の作品を、後の「頓証寺法楽続百首和歌」「頓証寺法楽当座続三十首和歌」とともに、讃岐頓証寺に奉納している。これらの3つの法楽和歌と翌年の「法華経詠品和歌」は、何れも讃岐守護道歎（細川満元）が飛鳥井宋雅の指導のもとに、これに賛同する公家・武家・僧侶・歌人・被官等を集めて行ったもので、当時の中央歌壇の盛挙といえる。細川氏一族やその被官も多く加わっており、醍醐寺報恩院門主隆源の雑録『醍醐枝葉抄』には、満元について幕政よりも和歌に打ち込んで、飛鳥井宋雅やその子雅清・雅永を師友とし、被官の者を集めて毎日続歌に励んでいる様子を諷している。

連歌には中世の他の芸能と同様に宗教的要素があり、特に千句連歌は神仏への法楽や祈願、例えば戦勝祈願や平癒報賽、故人への追悼の目的で行われた。足利義満は明德2年（1391）に「北野一万句」興行を行い、足利義教は永享5年（1433）に「北野社一日一万句連歌」を催すなど、足利将軍家は盛んに「北野社一万句連歌」を興行したが、義教没後は途絶え、代わって細川氏主催の「北野社千句」が始まっている。細川勝元は文安5年（1448）2月25日に「一日千句」を興行し、将軍家の北野社奉納連歌を受け継いだかのようにであった。細川氏の連歌で特徴的なのは、この北野社奉納の「細川千句」と石清水八幡宮奉納の「初卯連歌」である。前者は文安5年2月、後者は宝徳2年（1450）2月に初見する。「細川千句」で注目したいのは、御前御座の第1発句を将軍から頂戴していることである。義政の後も、第1発句は文明18年（1486）に義尚（「二月廿五日一日千句」）、明応7年（1498）には義高（のち義澄）（冷泉為広『為広卿詠』）、大永元年（1521）には義植（三条西実隆『再昌草』）、天文10年（1541）には義晴（宗牧「孤竹」）によって詠まれている。つまり、「細川千句」は細川京兆家の権威を示すとともに、将軍によって維持された権威であることが分かる。「細川千句」は管領細川宗家の当主によって、毎年、北野社の祭日である2月25日に聖廟法楽として興行され、「毎年旧例也」（長享2年『蔭涼軒日録』）となっている。興行場所は「於細川第」（文明18年『蔭涼軒日録』）「於京兆屋形」（長享2年『蔭涼軒日録』）「細川右京兆へ罷向」（天文14年『言継卿記』）のように、京都の細川邸で行われている。「細川千句」は5つの座に分かれて、各座が200韻（百韻連歌2巻）を読んでいる。5座とは御前御座敷（本席：細川氏宗家の当主が主催）、他

は発句または脇を詠む人物の名乗りか職名に関連した名称で摂州座・野州座（明応6年以降は房州座）・讃州座・丹州座があった。文明17年～永正4年の記録である「二月廿五日一日千句御発句御脇第三」（京都大学図書館寄託菊亭文庫本）には、「長祐執筆承仰候」とあり、細川京兆家被官の香西彦二郎長祐が執筆を務めている。連衆には将軍や細川氏当主・右馬頭政国ら細川氏一族の重鎮をはじめ、連歌師宗祇・兼載・宗長たちに交じって、安富新兵衛尉元家・香西彦次郎長祐ら細川京兆家家臣・被官の国人領主層の名が見える。連衆を大別すると、武士68（64.2%）、延臣2（1.9%）、僧侶20（18.9%）、連歌師10（9.4%）、不明6（5.7%）で、そのうち武士の内訳は、将軍4（5.9%）、細川氏一族8（11.8%）、幕府奉行人・奉公衆13（19.1%）、細川氏被官14（20.6%）、他家被官人9（13.2%）、不明20（29.4%）であった。この武家連衆の顔ぶれが幕府の政局に移されると、そのまま細川政元政権の主要な人員となっており、森田恭二の説く「守護代・国人体制」の実態も窺える。

細川政元は、文明11年（1479）4月26日の「足利義政勸進崇徳院法楽百首」が歌会出詠の初見で、同16年には細川家の伝統を守り、北野社法楽千句「細川千句」を興行している。しかし、明応2年（1493）の政変以後には愛宕・鞍馬のように修験道・天狗と関わる社寺への法楽歌が多くなっている。犬追物・蹴鞠については、政元は「平日好吹獵」み、大掛かりな狩りを行っている（『後法興院記』）。また、狩りの根底には弓術と犬追物は直結しており、「右京兆近来犬追物毎日有之」（『蔭涼軒日録』明応2年9月3日条）と犬への関心も大であった。文明16年（1484）3月9日の犬追物では、下手の安富又三郎が7疋と最高の成果を挙げている。政元が自第（邸）に蹴鞠の式木を植えたのは文亀2年（1502）10月29日のことで（『後法興院記』）、蹴鞠への傾斜が窺われる。翌年2月宋世（飛鳥井雅康）から「蹴鞠条々大概」（天理図書館）が贈られ、政元が雅康第の蹴鞠に出向いたのはこの年の5月25日のことであった。翌永正元年（1504）正月16日の幕府鞠始に参加し、同月27日には新造第で鞠会を興行している。政元はこのように和歌・連歌、犬追物・蹴鞠等の文芸を身に付け、猿楽にも興味を持っていた。細川高国は、文武両道に心を尽くし、弓術・蹴鞠をよくして故実を糺し、鷹狩の趣味もあり、漢詩については、中国の明時代の人で詩文書画をよくし、勅撰八代集を収集して和歌の奥儀を知り、歌道の興隆にも尽力し、また京都愛宕山東麓、清瀧川にのぞむ高雄の景勝を愛でて詩歌を詠じたり、五山禅僧を招請して雅筵を開き、官に暇あれば和漢連句に興じ、さらに曲水宴詩歌を催している。永正5年（1508）に幕政の主導権を握ってから「細川千句」の徴証があり、細川家の伝統を堅持しようとい図っていたことが分かる。また、高国は犬追物・鷹狩・蹴鞠・猿楽・音曲・揚弓・香・絵・庭等その教養・趣味は多岐にわたり、犬追物は伊勢家への参加を除くと永正5年8月2日の興行が初見であるが（『尚通公記』）、高国政権樹立の直後でもあり、この興行は勝利宣言の記録と考えられないことはない。蹴鞠については、高国が父政春らと甘露寺親長第の年始蹴鞠に参加したのは、明応7年（1498）2月27日のことであったが（『親長卿記』）、高国の蹴鞠参加は次第に少なくなり、永正5年の政権掌握以後は全くなく、代わって猿楽・犬追物が多くなっている（80）。

## 2. 讃岐諸将（国人・土豪層）の文事と文化力

細川京兆家の有力な被官であった安富・香西・香川・奈良氏等は主君の交際に同席するためにも、また、自らの地位向上のためにも文芸を身に付け、学文・芸能等の文化的資質を磨いた。応永28年（1421）の堯孝の家集『慕風愚吟集』には、細川道欽邸の月次和歌や玉津嶋法楽百首等に細川満元・持元・持之・基之・満久・持頼の細川氏一門の他に、被官では安富安芸入道宝城・安富周防入道宝蜜・藤原元久・横越等の参加が見られる。このうち安富宝城・安富宝蜜は、同21年（1414）の頓証寺法楽和歌の詠者の中にも見出すことができ、安富宝城は讃岐守護代で、安富宝蜜は細川京兆家被官の中で特に和歌の数寄者として知られ、『慕風愚吟集』には住吉社や北野社で法楽百首を興行している記事が見える。文明18年（1485）の管領細川宗家（京兆家）を中心に行われた2月25日の聖廟千句「細川千句」の連衆の中には、讃州座の守護代安富元家が発句を務め、執筆は香西彦二（次）郎長祐が承っている。安富氏は細川京兆家被官の中でも最も文芸をよく嗜んだ一族で、応永22年（1415）には安富宝蜜・宝城兄弟が、亡父の追善のために「詠法華経品々和歌」1巻を頓証寺に、一族の安富盛保は、享徳4年（1455）に和爾賀波神社（三木町）に「三十六歌仙扁額」6枚を奉納している。また、香西元資は自ら勸進して近在の武士・僧侶・神官等29名を誘って連歌会を催し、明応5年（1496）に「神谷神社法楽連歌」1巻を同社に奉納している。長祿4年（1460）の「讃岐国一宮田村大社壁書之事」は、讃岐守護細川勝元が同社関係者に対し守るべき事項を26箇条にまとめて奉行安富筑後入道智安、社家奉行安富山城守盛長、同林参河入道宗宜、同安富左京亮盛保を通じて周知したものであるが、その14条には法楽千句田に関する規定が載せられるなど、讃岐におけ

る法楽連歌等の国人文芸が盛んであったことを彷彿させる。

中世において和歌を神仏に奉納して自らの願いを成就したり、神仏に感謝しようとする考え方が広まるとともに、座の文学である連歌が盛行するなどして中世武士の文事に関する関心や文芸の素養が高まり、これらを通じて幅広い人的紐帯が形成されていったことが中世社会の1つの特徴である。このように中世武士の文事や学芸活動が、人的紐帯づくりに役立ち、それが政治的な役割を果たすことがあった。この背景には、顔を会すこと自体が少ない中世社会において、人を確認する最大の方法は相互の名乗り合いと面謁であった。この自己申告と拝謁という行為こそが中世社会の重要な慣習の1つとなっていたからである。言葉の発生や多用は、その時代の世相を映し出す鏡であるといわれ、中世の公家日記には「対面」という言葉が頻繁に出てくる。名乗る行為は、顔を知らない社会を前提に成立する慣習であり、重要な儀式の場における面謁は支配・被支配の関係を意識・確認させる上で大きな役割を担っていたのである。つまり、中世社会において人と人が顔を会わすことの貴重さと意義は、中世社会がめったに顔を会わさない社会であったことの裏返しだったのである。

## 1) 東讃岐

①安富氏（守護代）…讃岐安富氏は、下総国から出たという民部太夫照之が祖と伝えるが、鎌倉時代の幕府奉行人の中に安富氏が見えるので、おそらく下総の安富氏の一族から室町時代に細川氏の近臣安富氏が起こったものと考えられる。室町幕府右筆方奉行人の中に安富行長等幾人かの安富氏一族の名が見られる。その後、『西讃府志』によれば、細川頼之に従って応永年間（1368～74）に讃岐に入部し、三木・寒川・大内3郡18か村を領して、後継のいなかった三木氏に代わって平木城主になったという。室町後期に成立した『見聞諸家紋』には、「勝元被官 紀氏 安富又三郎元家」の幕紋「丸に四つ石」が収録されている。安富氏が細川氏の被官として史料上にあらわれるのは『相国寺供養記』で、明德3年（1392）の相国寺落慶法要に際して、細川頼元の「郎党二十三騎」の1人として安富安芸又三郎盛衡が供奉している。その後、安富氏は讃岐の守護代に任じられ、応永16年（1409）には安芸入道盛家が又守護代の安富次郎左衛門に施行状を下している。細川政権は台頭してきた国人層を支配体制に組み込もうとする形で成立したもので、細川政元政権によって明応2年（1493）頃に「守護代・国人体制」が成立したとされる。「守護代・国人体制」とは守護代層の支配下に国人・土豪層を統括する支配体制で、中央幕府権力の支配体制の中核をなしていたとされる。このように細川氏有力内衆によって構成された連合政権は、9～10名からなる評定衆によって運営がなされていた。安富氏はその評定衆にあって筆頭者格的地位を占め、その統括を行っていた。しかし、その地位は不動のものとはいえず、絶えず繰り返される内衆間の抗争が示すように、不安定なものであった。細川高国政権成立後、内衆の再編が行われ、安富氏は畿内からその姿を消し、四国に限定されてしまった。

讃岐守護代は讃岐守護細川頼之の代より2分割2人制となり、東方を安富氏、西方を香川氏がそれぞれ任じられた。明応2年（1493）の『蔭涼軒日録』には、「讃岐は十三郡あり、うち六郡は香川氏が領し、七郡は安富氏が領有している。（中略）小豆島及び備中の国衙の一部も安富氏の管するところである」と記している。守護代の安富氏（安富筑後入道：安富宝城盛家、智安、元家等）は在京して細川氏に近侍するのが常態で、在国には又守護代（安富左京亮：安富次郎左衛門入道、左京亮、左衛門尉等）を置いていた。『建内記』には、安富氏は「随分の輩」と記され、細川氏に仕えて相当の権勢を誇っていたと思われる。安富氏が仕える細川京兆家は勝元の代が全盛期で、それはそのまま安富氏の全盛時代でもあった。細川勝元は嘉吉2年（1442）に家督を継ぎ、幕府管領として活躍し、その勝元を支えたのが香川肥前守元明・香西備後守元資・奈良太郎左衛門元安、そして安富山城守盛長で「細川家ノ四天王」（『南海通記』）と称された。香川・香西・奈良氏らはいずれも「元」の字を名乗り用に用いており、勝元からの偏諱と考えられる。安富山城守盛長は守護代を務めるとともに社家奉行を兼ね、長禄4年（1460）の「一宮田村大社壁書」に安富左京亮盛保らとともに名を残している。一方、長禄年間（1457～59）に寒川郡北部の鶴羽・鴨部・志度の3郷を寒川氏領から分割・領有して、雨滝山に城を築き安富氏の本城とした。しかし、東讃地域は香西・寒川・植田氏らの大分限者が割拠していて、なかなか在地支配は思うに任せなかった。応仁の乱が起こると、応仁元年（1467）6月24日には細川勝元に加担すべく讃岐より香川・香西・奈良氏の庶氏が上洛してくるが、その中に安富民部丞元綱がいた（『讃岐国大日記』『讃陽替筆録』）。応仁の乱を挟み、細川氏の家督が勝元から政元へと移り、その政元政権下で安富氏は、評定衆筆頭格として最も文芸に秀でた存在として名が知られていた。その文化的背景として、安富氏の出自が鎌倉

幕府及び室町幕府の奉行人という文人官僚の系譜を持ち、安富氏が単なる武力のみを誇示する家系ではなかったことと併せて、細川氏の内衆として在京期間が長く、王朝古典文化や在京文化人に触れる機会も多かったことなどがあった。

しかし、文明 18 年（1486）頃から内衆間の抗争が起こり、安富元家と上原賢家の紙商売公事を巡る相論

（『長興宿祢記』10月11日、12日条）をはじめとして、一時は安富・香西・牟礼グループと物部（上原）・香川・薬師寺グループの2派に内衆が分裂して抗争が行われようとしていた（『蔭涼軒日録』6月12日条）。この安富氏と上原氏との対立は、文芸の面からも、米原正義が蹴鞠会における細川氏内衆の参会者を分析した結果、上原・薬師寺・四宮・額田の同席率が最も高く、これに対して安富らがこれらの会に姿を見せていないことから、上原らの族的結合の強さが窺われるとしている。また、内衆間の対立は、政元政権の政策の面でも大きな影響を与え、明応 7 年（1498）に山城守護代として入部していた香西又六が安富氏と対立したため、その職を免ぜられている（『実隆公記』同年5月29日条）。香西氏はもともと安富氏の支配下にあったが、香西氏は安富氏の意向にしばしば従わなかった（『蔭涼軒日録』明応 2 年 6 月 18 日条）。このように安富氏が評定衆筆頭格であったといっても、その地位は必ずしも安定したものではなく、常に不安定な要素を内包していたのである。

- **和歌**…安富宝蜜・宝城の両人は、歌会関係では行動を共にしており、『顕伝明名録』では「宝蜜」を「周防守入道」で「宝城兄」としている。亡父の追善和歌の勧進等でも宝蜜が主導していることなどから、宝蜜が宝城の兄であると見られる。両人は応永 21 年（1414）の「頓証寺法楽一日千首法楽」「頓証寺法楽続百首和歌・頓証寺法楽当座続三十首和歌」、同 22 年（1415）の父の追善供養歌と見られる「詠法華経品々和歌」（『釈教歌詠全集』第 4 卷）、同 28 年（1421）の満元家月次始へ参加し、永享 11 年（1438）6 月に完成した最後の勅撰集『新続古今和歌集』には各 1 首ずつが入集され、晴れて勅撰歌人となっている。その背景には、『新続古今和歌集』の撰者飛鳥井雅世、その父宋雅及び和歌所開闢であった堯孝らとの交誼があったことが影響していると考えられる。宝蜜・宝城の詠歌活動には詠歌行為という接点があるが、兄の宝蜜は歌道に専心奉仕したため、達者な詠みぶりが窺える。弟の宝城は備中国新見庄代官職といった為政に力点を置くという相違があった。彼らの詠歌行為は、自己の心情を吐露することが最大の目的ではなく、専ら和歌好みの細川京兆家の被官として主君に奉仕し、京洛雅の文化としての和歌の享受に努め、公家クラスに近い歌境を庶幾することに心を砕いたのではないかと思われる。安富宝蜜は、細川満元（道歎）という和歌愛好者に仕えて、法楽歌会等の文芸興行の準備に奔走し、文化摂取の下支えの役目を果たすとともに、応永 28 年の「新玉津島社頭法楽和歌」等にも出詠している。安富智安は、享徳 3 年（1454）の「細川持之十三年忌引品経和歌」、長禄 2 年（1458）の「細川満元朝臣三十三回忌品経和歌」にそれぞれ出詠している。守護代職を智安から引き継いだとされる安富元家は、文明 18 年（1486）に自邸で和歌会が開き、さらに「細川道賢十三回忌品経和歌」に出詠している。
- **連歌**…寛正 4 年（1463）3 月 27 日の「賦何船連歌百韻」（香川県立ミュージアム蔵）には、管領で讃岐守護細川勝元が亭主となり、守護代安富智安らの細川京兆家被官や歌人として名高い長谷川正広、連歌師専順等が名を連ねている。安富宝蜜は、道歎（細川満元）の文芸活動と関わる事が多く、応永 23 年（1416）の北野天満宮「賦何人連歌」に道歎とともに連衆として参加し、同 28 年の堯孝の家集『慕風愚吟集』にも道歎と参加している。永享 5 年（1433）の「北野社一万句発句脇第三次第并序」には、道歎の死後も管領細川持之座の一員として宝蜜の名が見える。安富盛長の文芸に関する事蹟には、「熊野法楽千句」「初何百韻」北野社奉納「十万句連歌」がある。寛正 5 年（1464）の安富盛長が興行した「熊野法楽千句」には細川氏やその重臣が多く参加しており、彼の政治的地位や経済力を確認できる（金子金治郎『心敬の生活と作品』）。勝元（細川）はこの会の主客で、道賢（細川）は勝元の伯父で摂津中嶋郡守護であるとともに、当時歌人としても著名であった。常安（大館）は代々幕府奉公衆で、細川氏と縁が深かった。守護代安富左京亮盛保は、享徳年間（1452～1455）に和爾賀波神社（三木町）に「三十六歌仙扁額」を寄進している。
- **猿楽**…文正元年（1466）正月 8 日に、将軍家に細川殿・右馬頭・安富勘解由左衛門尉が旧例によって相賀し、猿楽をして歌舞献賀を行っている（『蔭涼軒日録』）。文明 2 年（1470）3 月 23 日には、行幸の際に観世大夫の松拍の間で、細川被官人共が猿楽を相交えたところなので、安富氏もこの中にいたのではないかと想像される。
- **犬追物**…宝徳 2 年（1450）8 月 23 日の将軍家の犬追物興行に安富筑後入道（検見役）・安富又次郎・安富次郎（喚次役）が参加したのをはじめとして、寛正 6 年（1465）4 月 28 日には細川亭で行われた犬追物に安富又三郎が参加して射手を務めている。また、長享 3 年（1489）8 月 13 日には細川政元が犬追物を行い、香西又六・牟礼次郎・安富又三郎・安富與三左衛門尉・安富新兵衛尉・香西五郎左衛門尉・奈良備前守が参加している。

この間、文明 15 年 (1483) 12 月には有職家多賀高忠から安富元家が犬追物の故実を相伝するなど (『付紙日記』)、安富氏は犬追物に関する有職故実に秀でていた。

- **書籍蒐集と有職故実**…室町時代は武家故実が発達した時代で、室町時代の文化的特色の 1 つといえる。室町時代には、足利氏が政権の基盤を京都に置いたこともあり、武家の社会的地位の向上とともに、將軍のみならず武家衆らにも、その身分に応じた所作法が要求されるようになった。この中で先例典故に詳しい故実家の登場をみるのである。故実には諸儀礼に際して時宜にかなった所作・対応を行うために、先例典故を考察する一種の学であり、故実には弓馬や武器・武具・武装・軍陣等に関する武家的なもの、典札・坐作進退・衣紋・書札等をはじめ広く衣食住の生活全般に関わるものの 2 つがあった。前者の弓馬軍陣の作法では、鎌倉時代の騎射三物 (流鏑馬・笠懸・犬追物) に対して、室町時代には小笠懸と徒立 (歩射) を加えて五物と称した。後者の武家奉公の作法では、身分に応じた種々の作法が発達し、その作法は躰と称され、武士の心得とされた。

安富氏関係では、文明 2 年 (1470) に安富蔵人から上原兼家が『雑秘抄』を借写し、永正元年 (1504) には安富勘解由左衛門尉元盛自筆本の『細川家書札抄』を常金が書写していることなどから、安富氏は鎌倉・室町幕府奉行人という出自及び系譜による有職故実関係の蔵書・貸書活動に熱心であったと推測される。また、文明 15 年 (1483) には安富元家が多賀高忠から犬追物の故実を相伝するなど、有職故実の修得活動にも注力していたことが分かる。この多賀高忠は京極氏の重臣で室町幕府京都侍所所司代を務めるとともに、和歌・連歌に長じ、弓馬の故実にも精通した有職家で、小笠原持長に弓馬故実を学び騎射に精妙を極めていた (81)。

- ② **香西氏**…讃岐香西氏は、「綾氏系図」(『続群書類従』第七輯上・武家部) や近世地誌類によれば、鳥羽院政期に讃岐国に知行国主であった中納言藤原家成の子章隆に始まる讃岐藤原氏の一流で、その氏祖は承久の乱頃の鎌倉御家人香西資村と伝わる。香西の地名は、平安時代後期の郡郷改編で香川郡が東西に分割されて成立した香西郡の遺称地であり、『兵庫北関入船納帳』の文安 2 年 (1445) 5 月 15 日条に「香西」と見えるのが初見で、同文書の同年 9 月 13 日条には「幸西」との表記も見え、「こーざい」と呼ばれていたことが分かる。また、香西の名字は、『実隆公記』紙背文書 (続群書類従完成会) の明応 6 年 (1497) 10 月 5 日の女房奉書に「かうさいのまた六」(香西又六元長) と見え、地名の香西に因んでいたことが分かる。

香西氏は資村のあと中世を通じて威勢を伸長し、南北朝期には足利尊氏挙兵後、尊氏方に付き、その後讃岐守護となった細川氏との結び付きを強めていった。讃岐国人香西氏の初見は、建武 4 年 (1337) に足利尊氏方の讃岐守護細川頼氏に従い (西野嘉右衛門氏所蔵文書)、『太平記』の諸国ノ朝敵蜂起ノ事によれば、香西氏は細川定禅 (頼氏弟) に率いられて、建武 2 年 (1335) 11 月に香西郡坂田郷鷺田庄で挙兵したという。室町期の香西氏は、管領細川京兆家の内衆として在京し、その分国丹波国の守護代や摂津国住吉郡守護代を務めるとともに (『康富記』応永 19 年 6 月 8 日条)、讃岐国では細川氏所領香西郡坂田郷代官や守護料所三野郡仁尾浦代官、醍醐寺領綾南条郡陶保代官を務めた。『南海治乱記』『南海通記』等によれば、細川勝元より「元」字を与えられた香西元資は、香川元明・安富盛長・奈良元安とともに「細川ノ四天王」と呼ばれて細川家内で重きをなした。元資の後、長子元直とその子孫は丹波篠山城にいて上香西と呼ばれ、次子元綱 (元頭) は讃岐の本領を相続して在国し、下香西と呼ばれた。いわば香西氏は、在京と在国の一族分業体制を採っていたといえる。

室町～戦国時代の香西氏には、豊前守・豊前入道を名乗る豊前守系統と五郎左 (右) 衛門尉を名乗る五郎左 (右) 衛門尉系統の 2 系統があり、前者は嘉吉年間、讃岐国仁尾浦代官職・春日社領越前国坪江郷政所職を務めた豊前 (豊前入道) と、醍醐寺報恩院領綾南条郡陶保代官職を務めた美濃守とに分かれたと推測できる。香西豊前入道常健は、応永 21 年 (1414) 12 月 8 日に細川満元が催した頓證寺法楽和歌会に、のち丹波国守護代となる香西豊前守元資とともに列席して出詠し、「松山百首和歌」にそれぞれ 2 首、1 首が載せられている。香西氏が京兆家内衆として現れるのは、満元時代のこの常健が初見となる。後者は、嘉吉元年 (1441) の仁尾浦神人等言上状に香西豊前とともに香西五郎左 (右) 衛門が見えるのを初見とする。その後、万里小路時房の

『建内記』嘉吉 3 年 6 月 1 日条によれば、香西五郎右衛門尉之長が京兆家分国摂津国住吉郡守護代であったと見える。香西五郎左衛門は『蔭涼軒日録』文明 18 年 (1486) 11 月 27 日条を初見とし、細川政元の使者をしばしば務め、長享元年 (1487) 12 月の將軍足利義尚の近江六角氏追討に際して政元の伴衆に加わる政元の内衆の 1 人であった。同 3 年 8 月 13 日の政元主催の犬追物に香西又六元長とともに射手を務めている。香西彦二郎長祐は、文明 17 年 (1485) から永正 4 年 (1507) の間、細川政元邸で開催される 2 月 25 日の「細川千句」に祇候し、執筆役を務めている。このように香西氏は細川京兆家に仕えて、和歌・連歌・犬追物活動に熱心であったことが窺える。

香西氏の配下には家臣と幕下の別があった。天文 11 年(1542)、香西宗信の父とされる越後守元成が、三好長慶と敵対した細川晴元を救援するため、摂津中嶋へ出陣した際の記事に香西氏の家臣と幕下が見える。『南海治乱記』には「我が家臣新居大隅守・香西備前守・佐藤五郎兵衛尉・飯田右衛門督・植松帯刀後号備後・本津右近、幕下には羽床伊豆守・瀧宮豊後守・福家七郎右衛門尉・北条民部少輔・其外一門・門・郷司・村司等」が招集されており、香西軍は新居・香西・植松等の一門を中心とした家臣と、羽床・瀧宮・福家・北条等の幕下から構成されていたことが分かる。讃岐香西氏は、執事植松氏をはじめとする一門を中核とする家臣団を編成するとともに、戦国期には周辺の羽床・瀧宮・福家等の城主級の武士を幕下（寄子）としていたとみられる。

香西氏累代の居城は高松市鬼無町佐料にあり、勝賀山東麓に所在する平城（佐料城跡）で、詰城であった勝賀城跡に対して里城の性格を有していた。この地域のランドマークともいえる勝賀山に築かれた大規模な山城（勝賀城）と山麓館（佐料城）のセット及びその構造は、典型的な国人衆の城館を表わしており、天正 5 年（1577）に藤尾城に移るまでこの城に拠った。佐料城跡は一辺約 65m の方形区画溝をもつ屋敷地だったと考えられ、周辺には「城内」「内堀」「北堀」「御屋敷」「せきど」「城の本案」「城の新屋」「城の台」「馬場の谷」「東門」等の屋号が残る。

- **漢詩**…暦応 5 年（1342）に阿波国丈六寺釈迦像開眼の導師のために四国にわたった夢想礎石は、入仏の式を修めた後、讃州七観音霊地の巡礼を欲し、八栗・屋嶋・志度浦を過ぎて香河郡の宗玄禅寺（香西町中津の池の上にあった禅寺）に止宿した。香西氏の招きでその地に来たとき、香西氏は居館の南にある泉房の名泉を汲んで茶会を催した。その際、夢想国師はその名水を賞して「泉房記」を賦して香西氏に与えたことなど（『香西記』）、讃岐の武士等が禅宗の学僧との接触から、詩賦の教養を高めたことを知ることができる。『香西雑記』の「平賀近山来由景象記」には「常世山其名殊に霊也。…往昔神仙徜徉の地也と謂いて、其名有といへり。…昔麓に常世山宗玄寺と云禅林有て、有時夢想国師の止宿を香西氏奔走せられし旧跡也。…又曰、往昔細川頼之阿国勝浦邑に梵宇を建、丈六の釈尊の像を刻彫し、夢想国師を請して開眼の導師とせられ、…当地に来られ常世山宗玄寺に止宿の時、城主香西氏奔走して、佐料城南泉房泉の清水を汲て喫茶を促。国師此名水を賞して、則泉房記を書れり、香西氏得之て大に悦寵賞せられしとなり」とある。これによれば、香西氏の居城である佐料城近くに常世山があり、そこに宗玄寺という香西氏と関係の深いと思われる禅宗寺院があったことが分かる。礎石はその寺に止宿したとあるので、宗玄寺にも且過寮または仮宿院・接待庵にあたる宿泊施設が設けられていたのではないかと考えられる。中世後期には、国人領主の城館の周辺には重臣の館や迎賓館的禅宗寺院が立地するとともに、日常的な居所は山城に移転し、麓の居館（公務の場）と城下に 2 分されるようになってくるので、宗玄寺も香西氏の迎賓館的性格を持った禅宗寺院ではなかったかと推測される。
- **和歌**…応永 21 年(1414)12 月 8 日、讃岐守護で管領でもあった細川満元が、法楽和歌会を催して詠んだ百首及び三十首和歌を讃岐国頓證寺へ奉納している。この百首和歌の中に香西常建と香西元資が詠んだ歌が載せられている。長享 3 年（1489）7 月 3 日、細川政国主催の禅昌院詩歌会に飛鳥井雅親・細川政元・五山僧侶らとともに香西又六・牟禮次郎が列座する。延徳 3 年（1491）3 月 3 日に、細川政元は馬の買い付けのために香西又六元長や冷泉爲広らを同行して奥州へ赴き、その途中の 3 月 11 日に、加賀国白江荘で細川政元が道端の桜を見て歌を詠み、それに続いて冷泉爲広・香西元長・鴨井元朝も続けて歌を詠んでいる。細川京兆家内衆の歌に対する関心は、非常に高かったことが窺える。明応元年（1495）8 月 11 日に香西藤五郎元綱が歌会を主催し、この歌会には『松下集』の作者である僧の正広も参加している。正広は、招月庵と号する室町中期の僧・歌人で、初め飛鳥井家のもとで歌道を学び、13 歳で東福寺の清巖正徹の有心歌風に傾倒して門弟になる。応仁の乱の難を避けるため、京都を離れて各地を訪れ、師正徹の歌集『草根集』の編纂や歌会の指導を行った。文明 18 年（1486）以降は、堺や摂津を拠点とし、飛鳥井雅親・冷泉爲広らと交わり、歌壇の指導者となっていた。
- **連歌**…文明 17 年（1485）2 月 25 日、香西彦二郎長祐は細川政元の「北野社法楽一日千句連歌」に加わり、以後永正 4 年（1507）2 月 25 日まで政元の命により御発句御脇付第三の執筆を務めている。明応 5 年（1496）2 月 22 日、香西元資が勧進して安富元家・元治等の近在の在地武士・僧侶・神官・愛童等を誘って連歌会を催し、「神谷神社法楽連歌」1 巻を神谷神社に奉納している。端書並びに端作には「明應五年二月廿二日」「神谷社法楽」「賦三字中畧連歌」とあり、神谷神社法楽を目的として巻かれたものである。作者の香西元資は、細川勝元の家臣で、連衆は、安富元家・同元治など 29 名であった。神谷神社所蔵の鎌倉期古写の『大般若経』600 巻のうち、3 巻のみは後世の補写であるが、巻 591 は享徳 4 年（1455）に宗安、巻 593 は同じ年に宗林、巻 451 は文明 13 年(1481)に祐慶法師が補写していることから、宗堅・宗高・宗勝など「宗」の字を持つ人物や、

「祐」の字を持つ祐宗らのうち何人かは神谷神社の神官や僧侶ではないかと推察される。また、年代不明ながら身延文庫本『雑々私用抄』及び『甚深集』の紙背文書に、香西又六元長の連歌会での百韻連歌懐紙の名残りの折に、句上げを掲げて「元長二、元秋一、元能一、方上一、内上一、筑前一、禪門一、宗純一、氏明一、秀長一、泰綱十二、元堯七、(7人略)長祐十二、業祐一」とあり、香西又六元長を筆頭とし彦六元秋、孫六元能(孫六元秋、彦六元能か)、4人において、真珠院宗純と香西兄弟が上位に並び、長祐は香西彦二郎長祐である。

・**犬追物**…文明16年(1484)3月9日、細川政元邸の犬追物で香西孫五郎・香西又五郎・安富與三左衛門尉らが射手を務める(『萩藩旧記雑録』前編)。長享2年(1488)正月20日、細川政元が犬追物を行い、香西又六・牟禮次郎が参加している(『後鑑』)。長享3年(1489)正月20日、香西又六元長が細川政元の犬追物で射手を務める(小野均氏所蔵文書)。長享3年(1489)8月12日、細川政元邸の犬追物に備えて京に香西党300人程が集まり注目される。牟禮・鴨井・行吉等は香西一族であった(『蔭涼軒日録』)。翌8月13日、細川政元、犬追物を行い、香西又六・牟禮次郎・安富又三郎・安富與三左衛門尉・安富新兵衛尉・香西五郎左衛門尉・奈良備前守が参加している(『犬追物日記』)。明応2年(1493)7月7日、細川政元邸の犬馬場で犬追物があり、「天下壯観也。…香西又六、牟禮次郎十二騎」と記される(『蔭涼軒日録』)。同年8月23日、細川政元邸の犬追物興行に香西又六・牟禮次郎らが参加し「天下壯観也」と記される(『蔭涼軒日録』)。同年11月16日、細川政元邸の犬追物興行に香西又六・牟禮次郎が参加している(『犬追物日記』)(82)。

③**福家氏**…福家氏は讃岐藤家として藤中納言家成の子孫新居資光の次男資幸が別家して福家に住み、福家氏を名乗ったとされる香西氏の一族である(『全讃史』)。

・**漢詩**…文明19年(1487)3月に香西氏の支族福家盛頭が、香川郡円座の河岸に別荘を築いて邸中に釣亭を設け、これを釣月亭と名付けて、亭上に掲げる詩賦を前相国寺住持横川景三に依嘱して「詩一首題亭上云」という釣月亭詩1首と鉦1篇を与えられている(『半陶文集』)。横川景三は播磨の出身で、「慈照相公平生御崇敬事也」(『蔭涼軒日録』)とあり、足利義政の良き相談相手であるとともに、五山禅林の中でその文筆の才は高く評価され、著述と揮毫の天才と称されるなど東山時代の日本漢文学を代表する人物であった。中世武士の幼学書には、「四部ノ読書」と呼ばれた『千字文』『百詠』『蒙求』があり、故事成語、漢詩を暗誦するのに用いられていたが、夢想礎石を招聘した香西氏と同様に福家氏も漢詩文の素養があったことが分かる(83)。

④**牟禮氏**…香西氏と同族とされる牟禮氏については、『蔭涼軒日録』長享3年(1489)8月12日条に「塗師花田源左衛門尉来る。雑話剋を移す。勧むるに斎をもつてす。話、京兆(政元)の件同に及ぶ。来る十三日三手の犬大義なり。二百匹過ぎ一献あり。一献おわりてまた百匹。三十六騎これあり。(中略)また香西党はなほだ多衆なり。相伝えて云く。藤家七千人。自余諸侍これに及ばず。牟禮・鴨井・行吉等また皆香西一姓の者なり。只今また京都に相集まる。則ち三百人ばかりこれ有るか云々」とあり、細川政元邸の犬追物に備えて讃岐から京に香西党300人程が集まり注目された。讃岐では香西氏が属する讃岐藤原氏は7,000人もいて他の侍はこれに及ばず、香西氏は集団からなる党的武士団であることが知れる。牟禮・鴨井・行吉等も香西氏と同姓であった。『見聞諸家紋』(『東山殿御家紋帳』)には、「讃岐藤家左留靈公之孫」として、大野・香西・羽床・福家・新居・飯田等の讃岐藤原氏の家紋がいずれも三階松を基調にした文様であった。

『為広下向日記』延徳3年(1491)3月3日条に細川政元が奥州へ下向する際に、香西又六元長とともに牟禮二郎元遠・同新二郎(弟)ら14騎が供衆を務めるなど、香西元長と近い関係にあったことが窺える。明応4年(1495)3月には「讃岐国蜂起」とあり、讃岐へ牟禮父子が派遣されたが、同兄弟が攻め殺されたとの噂が都へ伝わり、安富元家が近江守護代を辞任して讃岐へ下ろうとして政元に制止されるという騒ぎが起こっている(『大乘院寺社雑事記』明応4年3月3日条)。

・**和歌**…長享3年(1489)7月3日、細川政元主権の山城国禅昌院における詩歌会に、飛鳥井雅親・細川政元・五山僧らとともに香西又六(元長)・牟禮次郎らが参加している(『蔭涼軒日録』)。

・**犬追物**…長享3年(1489)正月20日、細川政元が犬追物興行を行い、香西又六・牟禮次郎らが参加している。同年8月12日、香西党300人余、翌日の細川政元の犬追物興行のために京都に集まり、翌8月13日に細川政元が犬追物を興行して、香西又六・同五郎左衛門尉・牟禮次郎らが参加した(『犬追物日記』)。明応2年(1493)7月7日の細川政元主権の犬追物興行に香西又六・牟禮次郎らが参加するなど(『後鑑』)、主家である細川政元主権の犬追物行事に香西又六と行動を共にして参加している点に特徴がある(84)。

⑤**鴨居(井)氏**…『蔭涼軒日録』文明17年(1485)12月24日条に「鴨井美濃守」が細川政元被官として、同書の延徳3年(1491)3月3日条には「鴨井藤六」が「政元公伴衆」として確認される。「鴨井美濃守」は、主

君の細川京兆家に対して文明 17 年 (1485) より毎年 12 月に、御歳暮として「江鼓五十把」を贈ることを恒例としていた。長享 3 年 (1489) 8 月 12 日条には「牟禮・鴨井・行吉等、亦皆香西一姓者也」とあり、そのため、延徳 2 年 (1490) 9 月 9 日には、鴨居元高が香西五郎左衛門・香西忠兵衛・行吉らと共に、細川政元母の奈良・長谷参詣に随従し、同 3 年 (1491) 3 月 3 日には、「細川政元、奥州へ行く。香西又六 (元長)・牟禮次郎・同弟新次郎・鴨井藤六ら十四騎が御供する」(『蔭涼軒日録』)とあり、鴨居藤六元朝が香西又六元長・牟禮次郎元遠・同弟新次郎らの若衆と共に、細川政元の奥州下向に随従している。明応元年 (1492) 8 月 4 日には鴨居美濃守元高の推挙によって香西千寿丸が北野社より妙法院門跡領野原を請け負っている(『北野社家日記』)。このように鴨居 (井) 氏は、香西党の一員として牟禮・行吉氏らと行動を共にしていることが分かる。

- **和歌**…『実隆公記』延徳 2 年 (1490) 8 月 20 日条には、細川被官の鴨井藤五郎 (元朝か) が張行して「定家影供百首」を行い、上原元秀・波々伯部盛郷・同盛賢・安富四郎右衛門尉元信が参席し、竹園 (伏見宮邦高親王)・撰家が詠を寄せている。また、延徳 3 年 (1491) 3 月 3 日に、細川政元が馬の買い付けのために奥州へ赴いた際、冷泉為広や香西又六元長・鴨井元朝らが同行し、途中の 3 月 11 日に加賀国白江荘で細川政元が道端の桜を見て歌を詠んだの続いて、冷泉為広、香西元長、上原元秀、鴨井元朝、波々伯部元教も歌を詠んでいる。
- **蹴鞠**…室町時代には 3 代將軍義満や 8 代將軍義政が蹴鞠を盛んに行ったこともあり、和歌・連歌・茶の湯等とともに武家の嗜む文事の 1 つとなった。歴代將軍は在京の大名・守護等を交えて蹴鞠の会をしばしば催し、蹴鞠の会を盛大に開催することは在京武士の 1 種のステータスともなっていたので、細川京兆家や戦国大名等も開催した。蹴鞠会は和歌会と同日に行われる場合もあり、彼らの生活においてはこれらは別々のものではなく、文事の場合は幅広く見る必要がある。これらの会の指南役であった和歌・蹴鞠両師範の飛鳥井家は、永享 11 年 (1439) 6 月 22 日に宮中で禁中鞠場設置の事が決定され、作事奉行に飛鳥井雅世が任命されてから(『建内記』)、飛鳥井家の活動の場は朝廷内に止まらず、幕府行事にも関与していった。こうして蹴鞠会が公家鞠時代を経て、武家会衆が参加するようになり、まず守護家・將軍家近習、そして文明 18 年 (1486) 以降には、細川氏とその被官人等がこれに加わるようになっていく。細川被官の中には、同年 9 月 11 日に甘露寺親長亭で催された蹴鞠会に武家会衆として参加した上原賢家・上原元秀 (賢家子)・上原神四郎 (賢家子)、上野中務丞、斎藤元右、四宮長能、額田宗朝 (長能)、薬師寺与一 (元長か元一)、鴨居某、大平中務丞、若槻某、原田某がいて、「鴨居某」の名が見える。当時は飛鳥井家の門弟となって初めて公式の蹴鞠会参加資格が得られたので、鴨居氏もこの時期には飛鳥井家の門弟になっていたものと思われる。『後法興院記』文明 16 年 (1484) 11 月 16 日条には細川政元の使者として鴨井孫次郎が近衛政家宅を訪れており、『蔭涼軒日録』文明 17 年 12 月 24 日条には「鴨井美濃守」が政元被官として、延徳 3 年 (1491) 3 月 3 日条には「鴨井藤六」が「政元公伴衆」として確認され、文明 17 年以後は鴨居美濃守から細川家へ歳暮の品を贈るような関係となっている(85)。
- ⑥ **瀧宮氏**…瀧宮氏は、長祿 2 年 (1458) 5 月に瀧宮備中守実家・実明が「(那珂郡) 萬乃池内御公用銭」を京都賀茂社に送付し、同年 7 月には瀧宮豊後守実長が善通寺誕生院から萱原領家方代官職を預かり、延徳 2 年 (1490) 10 月には瀧宮実家が南御所の料所である南条山西方代官職を請け負うなど、阿野郡南部を中心に中讃地域に勢力を持つ国人であった。特に足利將軍家と関係の深い南御所と代官職請負契約を結び、「御被官」と称されて「毎年参洛して」「奉公」する立場にあったことは、瀧宮氏にとって大きな意味があり、瀧宮社はその在地支配の中核として重要な意味を持っていたと考えられる。しかし、この代官職も明応 2 年 (1492) に香西仲兵衛尉長秋に取られ、天文 11 年 (1542) 頃には香西氏の幕下となるに至っている。
- **和歌**…『実隆公記』明応 5 年 (1496) 7 月 18 日条に「讃州瀧宮廿六人歌仙源公忠朝臣・忠峯・平兼盛・中務四人板也、歌依細川被官人所望染筆了」とあり、三条西実隆が所望されて、細川家 (管領細川政元) の被官人が讃州瀧宮社に奉納する三十六歌仙扁額に歌を染筆している。扁額は 9 面 36 人の板額であったと推測され、実隆の染筆分担が 1 面 4 歌仙であったことからみれば、残る 8 面の染筆は他の人物に依頼したものと思われる。康暦年間 (1379~80) に細川頼之が再建した瀧宮社の社殿に掲げたものであろう。染筆依頼人 (細川被官人) は、讃岐国東方守護代を務めた安富元家か、同年 2 月に神谷神社法楽連歌を奉納した香西元資の蓋然性がある。この扁額は、享徳 4 年 (1455) に細川氏の社家奉行安富盛保が奉納した和爾賀波神社扁額と同じように中央で制作された作品で、中央文化における歌仙絵扁額の流行が地方普及の潮流の中で現出したものと考えられる(86)。
- ⑦ **前田氏**…讃岐国山田郡内の前田を名字の地とする国人で(『南海通記』)、室町中期には細川京兆家の被官となっている。応永 22 年 (1415) に管領満元の使者として広橋兼宣の許に赴いた「前田某」が細川氏被官としての初見である(『兼宣公記』)。文安元年 (1444) 6 月、万里小路時房は伝聞として、前田の子が囲碁対局中に相手

に助言したことを遺恨に思い、一旦退出の後に舞い戻って休息中の勝元に切りかかった、と記している。前田の子は父が四国に在ったため親類に預けられ、一族の沙汰として切腹させられた。この頃、前田氏は細川氏の有力な内衆であったと考えられ、その子は幼時より細川氏の近習として出仕していたのであろう。この後、文安4年(1447)には「細川内前田宿所」が火災に遭ったことが見え(『建内記』)、、『師郷記』文安4年閏2月18日条には「管領被官号前田者」と見える。享徳元年(1452)の京兆家犬追物には前田次郎右衛門尉が参加し(『犬追物手組日記』)、、『実隆公記』永正元年(1504)8月4日条には「細川被官前田五郎左衛門」と見えるなど、管領細川京兆家の内衆として京都に宿所を持って活動を継続している。備中守護家内衆前田氏と京兆家内衆前田氏との間には在京近侍という共通項を見出し得る。『細川大心院記』永正4年(1507)8月朔日条には、香西元長が細川一門に攻められて討死する際の記事に「又六カ与力ニ讃岐国住人前田弥四郎ト云者」が元長に代わって彼の具足を着けて討死したことが見える。讃岐国住人の前田弥四郎は、元京兆家被官で元長の寄子となっていたものであろう。

前田氏と十河氏との関係について、十河氏は前田郷の南に隣接する山田郡十河郷を本拠とする在地領主と考えられ、応安4年(1371)には地頭十河千光が蓮華王院領十河郷半済所務職を請け負い、文安2年(1445)には、それまで安富氏の管理下にあった山田郡の庵治・片本の港の管理権を讃岐守護兼管領の細川勝元から与えられるなど、15世紀半ばには山田郡における最も有力な国人領主に成長している。『南海通記』によれば、前田氏はこの十河氏の支族で、十河存春(景滋)の弟宗存が分家して前田頼母宗存と称して文明年間(1469~87)に前田に本拠を構えたのに始まるとされている。その後子の前田主殿頭宗春、孫の前田甚之丞宗清と3代続き、天正11年(1583)長宗我部軍に滅ぼされたと伝えられている。ここではじめて十河氏が前田氏を名乗ったとされているが、実態は十河氏が前田氏の名跡を継ぐ形をとってこの地区に進出してきたのではないか。十河氏の背後に阿波の三好氏がいたように、前田氏の場合も大きくは三好氏の讃岐戦略の中に組み込まれていったものと思われる。十河氏に取って代わるまでの前田氏を前期前田氏、国人領主十河氏が分家し、前田氏の名跡を継ぐ形で前田氏を名乗ってから以後を後期前田氏と区別したい。

- **田楽**…『東讃郡村免名録』の山田郡西前田村滝本免の中に「田楽」の字名が見え、前田氏が在地支配の一環として地域の氏神的存在であった前田八幡宮の祭礼行事として田楽芸能を奉納したものと推測される。
- **犬追物**…享徳元年(1452)の細川京兆家の犬追物に前田次郎右衛門尉が参加している(『犬追物手組日記』)。
- **囲碁**…文安元年(1444)に香西の子と前田の子15歳が囲碁をしていた際に、13歳の細川九郎(勝元)が香西の子に助言したため、前田の子が恨んで勝元に切りかかり、返り討ちにあったという。このとき、前田の父は四国にいたが、親類に預け置かれ一族の沙汰として切腹させられた。そのため、前田一党に害が及ぶことはなかったと伝わる(『建内記』)。当時、香西の子と前田の子は、成人すればそれぞれの家を担っていく者たちで、主家の細川惣領家に幼少時から仕えることで主従関係を強固なものにしようとしたものと思われ、武士の教養として囲碁を嗜んでいたものと考えられる(87)。

### 3) 西讃岐

①**香川氏(守護代)**…香川氏は室町幕府管領細川京兆家に仕え、細川氏の守護分国である讃岐の守護代を務めた。讃岐の守護代は2分されていて、東方を安富氏、西方を香川氏が分担統治していた。香川氏は多度津城(のち天霧山城)を居城に勢力を拡大し、応仁の乱当時、香川肥前守元明は東軍の総帥細川勝元の股肱として、安富盛長・香西元資・奈良元安と並んで「細川ノ四天王」と称された。細川京兆家被官としての香川氏が最初に確認されるのは、明德3年(1392)8月の相国寺慶讃供養に際して、香河五郎頼景が細川頼元に随った「郎党二十三騎」の1人として『相国寺供養記』に記されているものである。

香川氏は、後三年の役に活躍した鎌倉権五郎景政の後裔が相模国高座郡香川邑を領して香川氏を称したことに始まるとされ、承久の乱に際して幕府方として活躍し、その功によって安芸・讃岐等に所領を賜り、景光の系が安芸に、景光の弟景則の系が讃岐に移住して子孫が広まったという。『西讃府志』によれば、香川刑部少輔景則が、細川氏に従って西讃に封を得て下り、応永の頃に託間氏が絶えた後、その名跡を継ぎ、多度・三野・豊田の3郡を賜って多度津に城を築いて本拠にしたと記されている。すなわち、南北朝争乱期に讃岐守護となった細川氏は、讃岐を支配するにあたって直臣である香川・安富氏らを起用した後、応永7年(1400)頃にそれぞれを西・東讃の守護代に任じたものと考えられ、その際に香川氏は託間氏の名跡を継いだものであろう

う。細川氏の在国支配の特徴は、他国出身者の重臣を守護代に任命している点（国人の本国守護代不採用方策＝在地性からの脱却）であるが、同じ守護代でも安富氏が在京するのに対し、香川氏は在国することが多く、一族を各地の代官に任じて所領を拡大していくなど在地支配を活発に行っているところに特色がある。

- ・連歌…延徳2年（1490）5月14日には被官の香川元景が將軍足利義材の連歌の発句を得て張行している（『北野社家日記』）。明応7年（1498）2月1日には香川氏の初卯発句に冷泉為広が出席している（『為広卿詠』）。
- ・犬追物・流鏑馬…『経俊卿記』正嘉元年（1257）5月11日条に「新日吉社小五月会流鏑馬交名」の一番射手として香河新五郎（光景）の名が見え、乾元2年（1303）正月14日には香川五郎が御的始の射手を勤めている。宝徳2年（1450）8月23日には「犬追物興行、初犬追物手組事 香川信濃守（十二疋）、後犬追物手組事 香川信濃守（五疋）」、文明6年（1474）6月4日にも「犬追物興行、後戌網者手組事 香川中務丞殿（二疋）」と伊勢家の『弓馬秘説（犬追物日記）』に記され、細川京兆家主催の犬追物行事において騎手に選ばれている。
- ②奈良氏…奈良氏は、武蔵国大里郡奈良出身で、細川氏に従って来讃し、鶴足・那珂郡を領して安富・香川・香西氏とともに「細川ノ四天王」の1人と称され、管領細川氏の近臣として活動した
- ・犬追物…伊勢家の『弓馬秘説（犬追物日記）』には、文明6年（1474）6月4日条に「犬追物興行、後戌網者手組事 奈良修理亮殿（十三疋）」、長享3年（1489）8月13日条に「於細川政元亭犬追物興行、下手 奈良備前守（五疋）」とあり、細川京兆家内衆の1人として騎手として参加している。
- ③近藤（麻）氏…近藤氏は藤原姓を称し、『見聞諸家紋』に「藤原氏近藤、讃岐二宮同麻」とあり、室町時代には三野郡の二宮、麻に近藤氏がいて、前者の二宮近藤氏は大水上神社領を中心とした二宮荘を根拠地とし、後者の麻近藤氏は土佐から讃岐に再び移住してきた大平氏の一族で、麻のほか勝間荘・西大野郷に所領を持っていた。近藤氏は、近藤二宮元国とか麻近藤入道と称されたように、三野郡の大野郷・勝間郷を基盤として讃岐二宮大水上社にも強い影響力を持っていたと推測される。応安2年（1369）以後は在京して讃岐守護細川氏の被官として仕えていたと思われる。
- ・文道の心を持った近藤平治衛盛政…『細川頼之記』に、頼之が「又武州四国に在りし時、近藤平治衛盛政とて、弓矢の故実を知り、文道の心をもおよそ辯へて、義を専とし道を嗜みあり。年老たる上に、頼べき子なければ、遁世入道して、讃州の国府にありしを、頼之呼出して、数年親づけて試たまふに、心に少しも私なく、親疎を隔てず、礼義正しく、道理のまゝに行ふ。実に当世の人の手本ともなるべき人なりと、頼之深く信じて、此人を還俗させて、將軍の御傍へ参り給へ、寔に苦勞にて候へども、平に頼み申にて候」と讃岐の近藤平次兵衛盛政が弓矢の故実や文道の心を持って義を専らとし、道を嗜む人物であるとして、その人間性を褒め称え、京都に呼び出して將軍の傍に仕えさせている。
- ・風流の心を持った麻氏…『蔭涼軒日録』文正元年（1466）閏2月7日条に「細川殿被官名字曰麻也。讃岐人也。在京尤為貧乏、仍早飯すきなと云物ニソブツニシテ喫之送朝夕、仍同朋見之笑之、仍詠一首歌曰、ワヒ人ハ春コソ秋ヨ中々ニ世ヲハスキナノアルニマカセテ。岩栖院殿（細川満元）聞此歌感之、仍被返旧領。尤一字風流之事也。是可為眞俗龜鑑也」とあり、細川満元は麻近藤氏（近藤国宥か）の清貧で風流（和歌の嗜み）を愛する生き方を武士の鑑であると称賛し、旧領を返還したという。
- ④秋山氏…『秋山系図』によれば、讃岐の秋山氏はもと甲斐国青島の住人で、弘安年中に鎌倉幕府の命によって来讃した西遷御家人である。すなわち、命をうけた秋山太郎光朝の二男秋山左兵衛光季が、子息孫四郎泰長・孫二郎泰忠を伴って来住して高瀬郷に居を構え、鎌倉期から戦国期にかけて存地武士として活躍した。
- ・学問…応安5年（1372）3月2日付の沙弥日高（秋山泰忠）置文に「一、又もし、ちうなんこはう（中納言房）か事、あいかまへて、御ふひんニ御存しめされて、人になり候やうニ、かくもん（学問）もせさ■（と）せて給ハリ候て、日かうか、くさのかけにてもよろこひ申へく候」とあり、我が子中納言房の人間形成について学問に力を入れるよう命じている。
- ・猿楽・白拍子…文和2年（1352）3月5日の「源泰忠置文」第4条に「のちのためにいましめをくてうてう（條々）の事。（中略）一、十月の十三日の御事は、やすたゝ（泰忠）かあとをちきやう（知行）せんするなんし（男子）、ねうし（女子）、まこ（孫）、ひこ（曾孫）にいたるまで、ちう（忠）をいたすへし。（中略）うら（恨）むる事ありといふとも、十三日にはよりあいて、御ほとけ上人の御ため、そうしうおもくやう（供養）申、しらひやうし（白拍子）、さるか（猿楽）、とのはら（殿原）をも、ふんぶん（分々）にしたかんで、ねんころにもてなし申へきなり」とあり、氏寺である本門寺（高瀬大坊）の10月13日の法会に際しては、日蓮上人の忌日にあたるので、一族・一門を挙げて、心を一つにして毎年、白拍子・猿楽・殿原芸を興行するな

ど誠心誠意勤めなければならないと戒めている(88)。

註

- (53) 高橋俊乗「武家社会の発展とその教養（下）」『教育学研究』第16巻第1号、日本教育学会、1948年、97頁。籠谷真知子「中世の教訓とその展開」『講座日本教育史1』第一法規出版、1984年、305頁～326頁。『古今著聞集』有朋堂書店、1926年、287頁。矢野太郎編『承久記』国史研究会、1917年、1頁。佐藤和夫「鎌倉武家社会における学問意識」『日本思想史学』第2号、日本思想史学会、1970年、10頁～17頁。竹内明「鎌倉武士の道德—その人間像の変遷に関わって—」『佛教大学研究紀要』第68号、佛教大学学会、1984年、161頁～198頁。三保サト子「古往来から見た武家の教養」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』第50号、2012年、43頁～52頁。
- (54) 中世武家の家訓研究については、桑田忠親『武将の家訓』（1944年）、桃裕行『武家家訓の研究』（1988年）、柏原祐泉「中世武家家訓に於ける儒仏受容の過程」（『大谷学報』第36巻第4号、1957年）、笈泰彦『中世武家家訓の研究』（1967年）、近藤斉『戦国時代武家家訓の研究』（1978年）、籠谷真智子「中世の教訓とその展開」（『講座日本教育史1』1984年）、小和田哲男「戦国の家訓と男女の実情」（『歴史評論』第517号、1993年）、石井進「家訓・置文・一揆契状」（『中世政治社会思想』上、1994年）、小澤富夫『増補改訂武家家訓・遺訓集成』（2003年）等がある。市川浩史「北条重時『家訓』の一考察」『群馬県立女子大学紀要』第10号、1990年、49頁～61頁。
- (55) 田中大喜「変容する武士団」『讃岐秋山氏と日蓮宗信仰』企画展示『中世武士団—地域に生きた武家の領主—』国立歴史民俗博物館、2022年、128頁～129頁。同「將軍の文書と武士団の文書」『日本の中世文書』国立歴史民俗博物館、2018年、15頁～17頁。市川浩史「北条重時『家訓』の一考察」『群馬県立女子大学紀要』第10号、1990年、49頁～61頁。湯浅治久『戦国仏教—中世社会と日蓮宗—』中央公論新社、2009年、120頁。高瀬町編『高瀬町史・史料編』高瀬町、2002年、71頁～77頁。同『高瀬町史・通史編』高瀬町、2005年、116頁。田中修實『日本中世の法と権威』高科書店、1993年、47頁～66頁。
- (56) 黒板勝美編『後鑑』第二篇、吉川弘文館、1932年、2頁～4頁。近藤斉『総説 武家家訓の研究』風間書房、1983年、95頁～97頁、230頁～231頁。神宮司彦編『古事類苑』第46（人部第2）、吉川弘文館、1969年、152頁～154頁、409頁～410頁。足利義詮が細川頼之を執事（管領）に起用して義満の後見させた背景については、水野圭二「細川頼之の政權と持明院統の分裂」『学習院大学人文科学論集』XXVI、学習院大学、2017年、35頁～58頁に詳しい。
- (57) 井上哲次郎編『武士道叢書』中巻、博文館、1905年、29頁～36頁。河合正治『中世武家社会の研究』吉川弘文館、1973年、273頁～280頁。石井進「家訓・置文・一揆契状」石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想』上、岩波書店、1994年、514頁～645頁。近藤斉『総説 武家家訓の研究』風間書房、1983年、93頁～94頁、128頁、234頁～240頁。桃裕行「武家家訓の研究」『桃裕行著作集3』思文閣出版、1988年、164頁～165頁、302頁。小澤富夫「室町期における貴族的武将の倫理—伊勢貞親教訓書を中心に—」『学習院大学文学部研究年報』第12号、学習院大学文学部、1966年、1966年、1頁～31頁。同『増補改訂武家家訓・遺訓集成』ペリカン社、2003年、21頁～174頁。
- (58) 三保サト子「古往来から見た武家の教養—書を学ぶ、書で学ぶ—」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』第50号、2012年、43頁～52頁。小川剛生「室町文化史料としての古往来とその作者・享受層に関する研究」科研費補助金研究成果報告書、2014年、「世鏡抄」塙保己一編『続群書類従』第32輯ノ上、続群書類従完成会、1926年、245頁～292頁。
- (59) 五味文彦『武士と文士の中世史』東大出版会、1992年、55頁、63頁。同「在京人とその位置」『史學雑誌』第83編第8号、史學會、1974年、1頁～26頁。佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」『日本中世史論集』岩波書店、1990年、187頁、191頁、218頁～219頁。高橋慎一郎「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」『中世の都市と武士』吉川弘文館、1996年、1頁～32頁。森幸夫『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、2005年、207頁～208頁、216頁～219頁。笈雅博「武家領」『講座日本荘園史2』吉川弘文館、1991年、307頁～309頁、319頁～320頁。外岡慎一郎「六波羅探題と西国守護—く両使>をめぐる—」『日本史研究』第268号、日本史研究会、1984年、37頁～64頁。梅田康夫「鎌倉期の奉行人について（五）」『金沢法学』第54巻第1号、2011年、1頁～18頁。上横手雅敬「日本中世における文人政治と武人政治」『公家と武家—その比較文明的的研究—』第22巻、国際日本文化研究センター、2004年、255頁～261頁。
- (60) 佐藤豊三「有職故実」藝能史研究会編『日本芸能史・第三巻・中世』法政大学出版局、1983年、169頁～187頁。近藤好和「日記と有職故実」松園斉・近藤好和編『中世日記の世界』ミネルヴァ書房、2017年、5頁～6頁、20頁、70頁～71頁。土居洋一「武家故実書の成立過程と固定化」大野晋先生古希記念論文集刊行会編『日本研究—言語と伝承—』角川書店、1989年、24頁～36頁。川嶋将生「室町期武家故実の成立」村井康彦編『公家と武家—その比較文明的考察—』思文閣出版、1995年、179頁～194頁。同「戦国期における武家故実書—室町幕府行事との関連から—」『日本文学』第65巻第7号、日本文学協会、2016年、34頁～42頁。村井康彦『日本文化小史』学芸書林、1969年、251頁～266頁。藤直幹『中世武家社会の構造』目

- 黒書店、1967年、303頁～316頁、405頁～434頁。同『武家時代の社会と精神』創元社、1967年。二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、1985年。同『中世武家の作法』吉川弘文館、1999年。同『武家儀礼格式の研究』吉川弘文館、2003年。谷口雄太『足利将軍と御三家』吉川弘文館、2022年、5頁、191頁。
- (61) 小久保嘉紀「日本中世書札の成立と契機」『HERSETEC テキスト布置の解釈学的研究と教育』第1巻第2号、名古屋大学大学院文学研究科、2007年、155頁～177頁。小泉恵子「細川家関係故実書について」研究代表者桑山浩然『室町幕府関係引付史料の研究』1988年。川嶋将生「戦国期における武家故実書—室町幕府行事との関連から—」『日本文学』第65巻第7号、日本文学協会、2016年、34頁～42頁。
- (62) 田中大喜「武士団の文化力」企画展示『中世武士団—地域に生きた武家の領主—』国立歴史民俗博物館、2022年、152頁。松園斎・近藤好和編『中世日記の世界』ミネルヴァ書房、2017年、i頁～ii頁、20頁。村井康彦「古典への憧憬」藝能史研究会編『日本芸能史・第三巻・中世』法政大学出版局、1983年、157頁～169頁。芳賀幸四郎『東山文化の研究』河出書房、1945年、382頁～389頁。河合正治『中世武家社会の研究』吉川弘文館、1973年、206頁、213頁、219頁～220頁。水野智之『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、2005年、201頁～268頁。
- (63) 村井康彦「古典への憧憬」藝能史研究会編『日本芸能史・第三巻・中世』法政大学出版局、1983年、157頁～169頁。芳賀幸四郎「公家社会の教養と世界観」『東山文化の研究』河出書房、1945年、382頁～389頁。米原正義「戦国武将と文化」『戦国武将と茶の湯』淡交社、1986年、9頁～20頁。小和田哲男『戦国大名と読書』柏書房、2014年、176頁。
- (64) 米原正義「戦国武将と文化」『戦国武将と茶の湯』淡交社、1986年、9頁～20頁。河合正治『中世武家社会の研究』吉川弘文館、1973年、241頁～260頁。小川剛士『武士はなぜ歌を詠むか—鎌倉将軍から戦国大名まで—』角川学芸出版、2008年、15頁～23頁、244頁～251頁。綿貫豊昭『戦国武将と連歌師—乱世のインテリジェンス—』平凡社、2014年、11頁～12頁。
- (65) 綿貫豊昭『戦国武将と連歌師—乱世のインテリジェンス—』平凡社、2014年、18頁～26頁、51頁～58頁、65頁～75頁、247頁～249頁、295頁～296頁。谷口雄太『足利将軍と御三家』吉川弘文館、2022年、152頁。
- (66) 河合正治『中世武家社会の研究』吉川弘文館、1973年、221頁、276頁～279頁。堀川貴司『続五山文学研究資料と論考』笠間書院、2015年、43頁～60頁。原田正俊「五山禅僧の『文官』的性格」笠谷和比古編『公家と武家 IV』思文閣出版、2008年、139頁～158頁。太田晶二郎「漢籍の『施行』」『太田晶二郎著作集・第一冊』吉川弘文館、1991年、275頁～279頁。小川剛生『中世の書物と学問』山川出版社、2009年、5頁～6頁、53頁～55頁。今泉淑夫『禅僧たちの室町時代—中世禅林ものがたり—』吉川弘文館、2010年、20頁。稲垣伸一「五山派禅宗寺院における喝食の編成と動向」『史観』第175冊、早稲田大学史学会、2016年、1頁～19頁。加藤周一『日本文学史序説』上、筑摩書房、1975年、271頁～278頁。
- (67) 渡辺融・桑山浩然『蹴鞠の研究—公家鞠の成立—』東大出版会、1994年、5頁～8頁、145頁、239頁、248頁、307頁～308頁。渡辺融「近世蹴鞠道飛鳥井家の一年」『放送大学研究年報』第17号、2000年、77頁～96頁。同「歴史のなかの蹴鞠」『日本体育学会大会号』第55回、日本体育学会、2004年、39頁。同「蹴鞠の用語—わざを中心に—」『日本体育学会大会号』第47回、日本体育学会、1996年、71頁。稲垣弘明「応仁・文明～明応期における蹴鞠界の様態—甘露寺親長の日記を通して—」筑波大学『日本史学集録』第13号、1991年。同「蹴鞠遊芸化の前提」熊倉功夫編『遊芸文化と伝統』吉川弘文館、2003年、53頁～73頁。同『中世蹴鞠史の研究』思文閣出版、2008年。山本啓介「中世における和歌と蹴鞠—伝授書と作法—」『中世文学』第56号、中世文学会、2011年、87頁～96頁。同「蹴鞠伝授書から見た室町・戦国期における飛鳥井家とその周辺」『国文学研究資料館紀要』第40号、国文学研究資料館、2014年、117頁～151頁。井上宗雄「飛鳥井家の動向」『中世歌壇史の研究・室町後期（改訂新版）』明治書院、1987年、14頁～18頁。鈴木芳道「甘露寺家月次会・『親長卿記』鞠人グループ蹴鞠会と室町幕府」『鷹陵史学』第17号、鷹陵史学会、1991年、107頁～156頁。桑山浩然「飛鳥井家伝来蹴鞠文書の研究」皆川完一編『古代中世史科学研究』下巻、吉川弘文館、1998年、531頁～559頁。池修『日本の蹴鞠』光村推古書院、2014年、12頁～13頁、107頁～110頁。
- (68) 小島道裕『戦国・織豊期の都市と地域』青史出版、2005年。下村效「土佐の国人大平氏とその文芸—室町文化荷担者の一相—」『日本歴史』第315号、吉川弘文館、1974年、40頁～58頁。小泉宜右『『見聞諸家紋』について』岩橋小彌太博士寿記念会編『日本史籍論集』下巻、吉川弘文館、1969年、297頁～317頁。米原正義「戦国武将と文化」『戦国武将と茶の湯』淡交社、1986年、16頁～18頁。川嶋将生「領国の文化」藝能史研究会編『日本芸能史・第三巻・中世』法政大学出版局、1983年、241頁～257頁。河合正治『中世武家社会の研究』吉川弘文館、1973年、260頁。末柄豊「一乗谷に文化を伝えた人びと—一乗谷朝倉氏遺跡資料館編・発行『戦国のまなびや—朝倉文化 文武を極める—』2013年、5頁～9頁、14頁～20頁。
- (69) 小和田哲男『戦国武将を育てた禅僧たち』新潮社、2007年、20頁～24頁、60頁～64頁、76頁。同「戦国武将の教育立国に学ぶ」『日本教育』日本教育会、2010年、32頁～34頁。朝倉尚「禅林の文学—中世の漢詩文—」『中世文学』中世文学会、1985年、129頁～135頁。禅宗の史的展開については、今枝愛真『禅宗の歴史』（1962年）、同『中世禅宗史の研究』（1970

- 年)、荻原純道『日本中世禅宗史』(1965年)、玉村竹二『日本禅宗史論集』(1976年～1981年)等がある。玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(1983年)には鎌倉末期から室町末期に活躍した禅僧710余人の伝記が集成されている。この他、玉村竹二『夢窓国師—中世禅林主流の系譜—』(1958年)、芳賀幸四郎『中世禅林の学問および文学に関する研究』(1956年)、米原正義『戦国武士と文芸の研究』(1976年)、蔭木英雄『五山詩史の研究』(1977年)等がある。原田正俊「五山禅僧の『文官』的性格」『公家と武家IV』思文閣出版、2008年、139頁～158頁。同「日本中世における禅僧の講義と室町文化」『東アジア文化交渉研究』第2巻、2009年、31頁～45頁。今泉淑夫『禅僧たちの室町時代—中世禅林ものがたり—』吉川弘文館、2010年、22頁～23頁、32頁～33頁、254頁～255頁。竹貫元勝『日本禅宗史研究』雄山閣出版、1993年、31頁～34頁、39頁～40頁、182頁～203頁。玉村竹二「日本中世禅林に於ける臨濟・曹洞両宗も異同—『林下』の問題について—」『史學雑誌』59(7)、史學會、1950年、1頁～18頁。同「五山叢林の十方住持制度に就いて」『日本仏教史学』第2巻第1号、平楽寺書店、1942年、1頁～28頁。石川力山・広瀬良弘編『禅とその歴史』ペリかん社、1999年、106頁～108頁、137頁～138頁。藤岡大拙「禅宗の地方伝播とその受容層について—室町前期を中心に—」日本宗教学研究会編『日本宗教学研究第1(組織と伝導)—室町前期を中心に—』法蔵館、1967年、113頁～138頁。同「五山教団の発展に関する一考察」佛教史学会編『佛教史学』第6巻第2号、平楽寺書店、1957年、129頁～148頁。石川力山「中世禅宗教団の展開と禅籍抄物資料」『古田紹欽博士古希記念論集』古田紹欽博士古稀記念会(創元社)、1981年、240頁～241頁。
- (70) 夢想礎石については、玉村竹二『夢窓国師—中世禅林主流の系譜—』(平楽寺書店、1958年)、同『夢想礎石』『五山禅僧伝記集成』(講談社、1983年、652頁～667頁)に詳しい。「夢窓国師御詠草」『群書類従・第15輯・和歌部』続群書類従完成会、1960年、360頁～364頁。落合博志「禅的環境—東福寺その他—」『國文學』第35巻第3号、學燈社、1990年、63頁～67頁。寺田透『義堂周信・絶海中津』筑摩書房、1977年、454頁。「香西雜記」香川県編『香川叢書・第三』香川県、1943年、270頁～271頁。『香西史』香西町役場編・発行、1930年、345頁、389頁～390頁。
- (71) 寺田透『義堂周信・絶海中津』筑摩書房、1977年、132頁～136頁、275頁～277頁。玉村竹二「無徳至孝」『絶海中津』『五山禅僧伝記集成』講談社、1983年、378頁～380頁、644頁～647頁。『新修香川県史』香川県教育委員会、1953年。朝倉和「日記類に見る絶海中津—『坦率の性』に注目して—」『禅学研究』第79号、花園大学禅学研究会、2000年、5頁。同「絶海中津『蕉莖藁』の作品配列について(四)」『古代中世国文学』第18号、広島平安文学研究会、2002年、20頁～21頁。
- (72) 玉村竹二「岐陽方秀」『五山禅僧伝記集成』講談社、1983年、70頁～71頁。香川県編『香川県史』香川県、1989年、614頁～615頁。『新修香川県史』香川県教育委員会、1953年、453頁。落合博志「禅的環境—東福寺その他—」『國文學』第35巻第3号、學燈社、1990年、63頁～67頁。「不二遺稿」上村觀光編『五山文学全集』第3巻、五山文学全集刊行會、1936年、919頁～920頁、966頁～967頁、1036頁～1038頁。米原正義「細川満元と北山文化」『國學院雑誌』1979年。白石虎月編『東福寺誌』思文閣出版、昭和5年初版、昭和54年復刻版、518頁～520頁。
- (73) 玉村竹二「横川景三」『五山禅僧伝記集成』講談社、1983年、50頁～52頁。横川景三「釣月亭詩并叙」玉村竹二編『五山文学新集』第1巻、東大出版会、1967年、698頁～699頁。「半陶藁」釣月亭詩并叙 玉村竹二編『五山文学新集』第4巻、東大出版会、1970年、973頁。蔭木英雄「横川景三の人と作品—東山時代漢文学の一断面—」『相愛女子大学相愛女子短期大学研究論集』第21号、1973年、138頁、142頁。『新修香川県史』香川県教育委員会、1953年、453頁～454頁。
- (74) 今泉淑夫「彭叔守仙年譜稿(上)」『東京大学史料編纂所研究紀要』第8号、1998年、45頁～65頁。同「彭叔守仙年譜稿(下)」『東京大学史料編纂所研究紀要』第10号、2000年、126頁～139頁。『猶如昨夢集』は、川瀬一馬『足利学校の研究』(大日本雄弁会講談社、1947年)、上村觀光「室町時代関東の学問」『禅林文芸史譚』(大鏡閣、1919年)によってその一部が翻刻されている。今泉淑夫『禅僧たちの室町時代—中世禅林ものがたり—』吉川弘文館、2010年、20頁～24頁。拙稿「景欧正叔研究ノート—室町期讃岐の一学僧にみる禅宗の地方展開の一例—」『香川史学』第30号、2003年、155頁～160頁。黒田俊雄「中世における武勇と安穩」『仏教史研究』第24巻1号、仏教史学会、1981年、95頁～115頁。辻善之助「戦争と僧侶」『日本仏教史研究』第5巻、岩波書店、1939年、1984年、182頁～193頁。久野修義「怨霊の鎮魂」「仏法と『武』」「寺院の武力」歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』青木書店、2001年、8頁～13頁、22頁～33頁。小和田哲男『戦国武将を育てた禅僧たち』新潮社、2007年、124頁～140頁、151頁～205頁。河合正治「戦国武士の教養と宗教」『広島大学文学部紀要』第24巻第2号、広島大学文学部、1965年、31頁～51頁。川瀬一馬『増補新訂足利学校の研究』講談社、1974年。新藤透『戦国の凶書館』東京堂出版、2020年、114頁～116頁、129頁～139頁、151頁。清水眞澄『戦国時代と禅僧の謎—室町将軍と「禅林」の世界—』洋泉社、2017年、140頁～141頁。梅津一朗「合戦手負注文の成立—くつはもの道—再考—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第48集、国立歴史民俗博物館、1993年、149頁～158頁。
- (75) 尾下成敏「戦国大名の権力と文芸」岩城卓二他編著『論点・日本史学』ミネルヴァ書房、2011年、126頁～127頁。米原正義「戦国武将と文化」『戦国武将と茶の湯』淡交社、1986年、9頁～20頁。『新修香川県史』香川県教育委員会、1953年、455

- 頁～456頁。今地正紀「和歌・連歌から見る中世の社会」『山口県史だより』第23号、山口県史編さん室、2006年、2頁～3頁。白石虎月編『東福寺誌』思文閣出版、昭和5年初版、昭和54年復刻版、520頁。
- (76) 佐藤恒雄「解題」香川県教育委員会編『新編香川叢書・文藝篇』新編香川叢書刊行企画委員会、1981年、894頁～903頁。同『正徹詠草』（永享六年）について』京都大学文学部国語学国文学研究室編『国語・国文』第45巻第4号、臨川書店、1976年、27頁～44頁。白井信義「崇徳天皇二百五十年遠忌頓証寺法楽和歌史料」『日本史籍論集』下巻、風間書院、1978年。稲田利徳『正徹の研究—中世歌人研究—』笠間書院、1978年、115頁～129頁、954頁～978頁、1207頁～1267頁。
- (77) 『新修香川県史』香川県教育委員会、1953年、452頁～457頁。佐藤恒雄「解題（崇徳院御影堂同詠二首和歌ほか）」近石泰秋「解題（山崎宗鑑）」香川県教育委員会編『新編香川叢書・文藝篇』新編香川叢書刊行企画委員会、1981年、916頁、381頁～394頁、909頁～922頁。和田秀樹「大山祇神社連歌」『愛媛大学地域社会総合研究所研究報告』Aシリーズ第5号、愛媛大学地域社会総合研究所、1957年、87頁～104頁。「山崎宗鑑と一夜庵」観音寺市誌増補改訂版編集委員会編『観音寺市誌（通史編）』観音寺市、1985年、154頁～157頁。香川県編『香川県史・第2巻（通史編 中世）』香川県、1989年、642頁。
- (78) 浜口誠至『在京大名細川京兆家の政治史的研究』思文閣出版、2014年、117頁～119頁。五島邦治「武家猿楽と室町殿における興行—嘉吉の乱による猿楽の混乱にふれて—」『藝能史研究』第85号、藝能史研究会、1984年、29頁～44頁。同「室町幕府の式楽と猿楽の武家奉公」日本歴史学会編『日本歴史』第473号、吉川弘文館、1987年、47頁～64頁。小笠原恭子『都市と劇場—中・近世の鎮魂・有楽・権力—』平凡社、1992年、12頁～13頁。秦章・天野文雄『岩波講座：能・狂言Ⅰ、能楽の歴史』岩波書店、1987年、69頁。木内一夫「看聞御記に見えたる松拍—その様態と当代猿楽—」『國學院雑誌』第72巻第5号、國學院大學、1971年、1頁～23頁。
- (79) 西岡芳文「田楽—その起源と機能を探る—」網野善彦編『中世を考える職人と芸能』吉川弘文館、1994年。原田香織『能狂言の文化史』世界思想社、2009年、43頁～47頁。末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、1992年、158頁～159頁。高松市史編集室編『高松地名史話』高松市役所、1961年、80頁。讃岐における田楽の普及状況を知る資料としては、前田地区に残る「田楽」の地名と、元禄期の作とされている「金毘羅祭礼図屏風」に描かれているピンザサラを操る芸能集団の存在だけが唯一残されている。
- (80) 『新修香川県史』香川県教育委員会、1953年、455頁～457頁。『香川県史』第2巻・通史編・中世、香川県、1989年、638頁～639頁、641頁。唐木裕志「中世讃岐の文芸」唐木裕志・橋詰茂編『中世の讃岐』美巧社、2005年、107頁。白井信義「崇徳天皇二百五十年遠忌頓証寺法楽和歌史料」岩橋小彌太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』下巻、吉川弘文館、1969年、155頁～182頁。米原正義「細川氏の文芸—管領家政元・高国、典厩家政国を中心として—」『國學院雑誌』國學院大學、1979年、12頁～31頁。鶴崎裕雄『戦国の権力と寄合の文芸』和泉書院、1988年、2頁～4頁、47頁、213頁、219頁～244頁、262頁。同「細川千句考」『中世文学』第27巻、中世文学会、1982年、64頁～72頁。同「寛正四年三月廿七日賦何船連歌と管領細川勝元」『中世文学』50巻、中世文学会、2005年、81頁～90頁。同「細川政元政権と細川千句—京都大学図書館寄託菊亭文庫本『二月廿五日一日千句御発句御脇第三』—」『帝塚山学院短期大学研究年報』第30号、大阪帝塚山学院短期大学、1982年、1頁～36頁。伊地知鐵男「北野信仰と連歌」『書陵部紀要』第5号、宮内廳書陵部、1955年、32頁～41頁。森田恭二「戦国期畿内における守護代・国人層の動向」『ヒストリア』第90号、大阪歴史学会、1981年、19頁～40頁。服部英雄「犬追物を演出した河原ノ者たち—犬の馬場の背景—」『史学雑誌』第111巻9号、史学会、2002年、1470頁～1499頁。犬の馬場（犬追物の訓練場）は中世武士の居館周辺に設けられる場合が多いが、讃岐ではまだ確認されていない。
- (81) 小川信『足利氏一門守護発展史の研究』吉川弘文館、1980年。同『讃岐国一宮田村大社壁書』について』『神道学』第44号、神道学会、1965年、50頁～60頁。小松茂美『足利尊氏文書の研究Ⅰ研究篇』旺文社、1997年、114頁～146頁、204頁～217頁。田中修實『日本中世の法と権威』高科書店、1993年、143頁。森田恭二「戦国期畿内における守護代・国人層の動向」『ヒストリア』第90号、大阪歴史学会、1981年、19頁～40頁。横尾國和「細川氏内衆安富氏の動向と性格」『国史学』第118号、国史学会、1982年、20頁～39頁。廣木一人「讃州安富氏の文芸—『熊野法楽千句』のことなど—」大川町文化財保護協会編『郷土研究』資料集 NO.24、1999年、2頁～25頁。同「正徹句を含む『応永廿三年二月廿三日「賦何人連歌」』について」『中世文学』第64巻、中世文学会、2019年、95頁～104頁。稲田利徳「細川氏被官の文芸活動—安富宝密・宝城の場合—」『国文学攷』第209号、広島大学国語国文学会、2011年、15頁～32頁。島津忠夫「千句連歌の興行とその変遷」『連歌俳諧研究』1957巻第15号、俳文学会、1957年、1頁～7頁。別府節子『頓証寺法楽一日千首短冊』について—既存資料、新出資料による考察と集成—『和歌と仮名のかたち—中世古筆の内容と書様—』風間書院、2014年、367頁～407頁。落合博志「禅的環境—東福寺その他—」『国文学：解釈と教材の研究』第35巻第3号、學燈社、1956年、63頁～67頁。『香川県史』第2巻・通史編・中世、香川県、1989年、641頁～642頁。木原博幸「安富氏の年譜（未定稿）」『雨滝城跡発掘調査概要』津田・大川・寒川町教育委員会・雨滝城跡発掘調査団、1982年、49頁～68頁。大喜直彦「中世における『人』の認識」『歴史学研究』

- 第 699 号、青木書店、1997 年、19 頁～29 頁、62 頁。二木謙一『中世武家の作法』吉川弘文館、1999 年、3 頁～13 頁。同『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、1985 年、230 頁、257 頁、275 頁、296 頁。6 代將軍足利義教は、觀世の「松拍」（松囃）を盛大に行わせ、室町將軍の御代を壽ぎ、能の武家式樂化を図った（吉川周平「日本の伝統音楽・芸能と日本文化の特質—松囃子を中心に—」2008 年、1 頁～3 頁）。福島金治「中世前期の武家の蔵書と読書」『歴史学研究』第 1029 号、2022 年、22 頁～29 頁、70 頁。新藤透『戦国の図書館』東京堂出版、2020 年、3 頁、22 頁～30 頁。細川・安富氏には「京兆之通福阿、安富通福阿」と呼ばれる阿弥衆が仕えていた（『蔭涼軒日録』延徳 2 年 6 月 9 日条）。真下三郎「細川家書札抄—その成立—」『甲南国文』27、甲南女子大学、1980 年、1 頁～8 頁。
- (82) 香西氏についての先行論文には、木原溥幸「香西氏年譜（未定稿）」『勝賀城跡Ⅱ』（1980 年）、藤井公明「香西史研究」『研究紀要』第 13 号（1983 年）、田中健二・大藪典子「細川家内衆香西氏の年譜—香西又六の山城守護代任命まで—」『香川史学』第 17 号（1988 年）、野中寛文「讃岐武士団の成立—『綾氏系図』をめぐって—」『四国中世史研究』創刊号（1990 年）、田中健二「中世の讃岐国人香西氏の名の読みについて」『香川史学』第 30 号（2003 年）、織野智子「山城国守護代香西又六」『歴史民俗協会紀要—平成 29 年度高松市歴史民俗協会論文集—』（2017 年）、同「『細川四天王』香西氏」『歴史民俗協会紀要—2019 年度高松市歴史民俗協会論文集—』（2019 年）、宗全喬『香西氏に関する年譜史料』（私家版、2020 年）等がある。田中健二「中世の讃岐国人香西氏についての研究」『香川大学教育学部研究報告』第 7 号、香川大学教育学部、2022 年、1 頁～15 頁。桃裕行「身延文庫本『雑々私用抄』及び『甚深集』の紙背文書について」『立正史学』第 51 号、立正大学史学会、1982 年、1 頁～42 頁。和田英道「前田育徳会尊敬閣文庫蔵『九郎澄之物語』『九郎殿物語』翻刻」（『跡見学園女子大学国文学科報』第 10 号、1982 年、40 頁～51 頁）には「かうさひ」「江在」と記されている。棚橋光男「嘉吉乱に関する一史料」『中世成立期の法と国家』塙書房、1983 年、359 頁～379 頁。高松市教育委員会編『勝賀城跡Ⅲ—総括報告書（考察編）—』高松市教育委員会、2022 年、14 頁～16 頁。「香西雑記」香川県編『香川叢書・第三』香川県、1943 年、270 頁～271 頁。「讃州香河郡泉房記」本田忠雄編『新香西史』香西町公民館、1965 年、278 頁～279 頁。「頓証寺法楽和歌会」東大史料編纂所編『大日本史料』第七編之二十、東大出版会、1976 年、434～470 頁。「二月二十五日一日千句御発句御脇第三」同第八編之十七、十八、1973 年、83 頁、220 頁。「松下集」新編国歌大観編集委員会編『新編国歌大観』第 8 卷、角川学芸出版、1990 年、357 頁。
- (83) 寺田透『義堂周信・絶海中津』筑摩書房、1977 年、454 頁。横川景三「釣月亭詩并叙」玉村竹二編『五山文學新集』第 1 卷、東大出版会、1967 年、698 頁～699 頁。「半陶藁・釣月亭詩并叙」玉村竹二編『五山文學新集』第 4 卷、東大出版会、1970 年、973 頁。蔭木英雄「横川景三の人と作品—東山時代漢文学の一断面—」『相愛女子大学相愛女子短期大学研究論集』第 21 号、1973 年、138 頁、142 頁。
- (84) 田中健二「中世の讃岐国人香西氏についての研究」『香川大学教育学部研究報告』第 7 号、香川大学教育学部、2022 年、10 頁。小泉宜右「『見聞諸家紋』について」岩橋小彌太博士寿記念会編『日本史籍論集』下巻、吉川弘文館、1969 年、297 頁～317 頁。黒板勝美編輯『後鑑』第三篇・第四篇、吉川弘文館、1933 年～1934 年。
- (85) 山本啓介「中世における和歌と蹴鞠—伝授書と作法—」『中世文学』第 56 号、中世文学会、2011 年、87 頁～96 頁。井上宗雄『中世歌壇史の研究・室町後期（改訂新版）』明治書院、1987 年、14 頁～17 頁、93 頁。『實隆公記』巻二下、続群書類従完成会、1959 年、456 頁。（財）冷泉家時雨亭文庫編『為広下向記』第 62 卷、朝日新聞出版、2001 年。鈴木芳道「甘露寺家月次会・『親長卿記』鞠人グループ蹴鞠会と室町幕府」『鷹陵史学』第 17 号、鷹陵史学会、1991 年、107 頁～156 頁。
- (86) 佐藤恒雄「香川県下の三十六歌仙扁額」『古代中世詩歌論考』笠間書院、2013 年、89 頁～132 頁。福井久蔵「俳諧連歌の源流と歌仙の成立に就きて」『国語と国文学』第 12 巻第 5 号、至文堂、1935 年、17 頁～32 頁。茂木秀一郎「歌仙形式の成立について」『国語・國文』第 6 巻第 20 号、星野書店、1936 年、86 頁～98 頁。金子金治郎「轉記現象としての歌仙連歌」『国語と国文学』第 26 巻第 9 号、至文堂、1949 年、26 頁～35 頁。高橋伸幸「三条西実隆 中央と地方との文化交流」『国文学解釈と鑑賞』第 730 号、至文堂、2004 年、89 頁。綾南町誌編纂委員会編『綾南町誌』綾南町、1998 年、214 頁～216 頁。細川頼之は康暦年中に瀧宮社の社殿を再建し、毎歳米 200 石を献じて同社及び瀧宮天満宮の祭祀料とした（香川県神職会編・発行『香川県神社誌』下巻、1938 年、70 頁～72 頁）。
- (87) 『兼宣公記』応永 22 年 10 月 25 日条。『師郷記』文安 4 年閏 2 月 18 日条。『建内記』文安元年 6 月 10 日条、文安 4 年 7 月 3 日条。『実隆公記』永正元年 8 月 4 日条。『細川大心院記』永正 4 年 8 月 1 日条。
- (88) 田中健二「中世の讃岐国人香西氏についての研究」『香川大学教育学部研究報告』第 7 号、香川大学教育学部、2022 年、1 頁～15 頁。黒板勝美編輯『後鑑』第二篇、吉川弘文館、1932 年、4 頁。同編輯『後鑑』第三篇、吉川弘文館、1933 年、116 頁、586 頁。「細川頼之記」岡田美徳・黒田彰編『未刊軍記物語資料集』クレス、2005 年。『蔭涼軒日録』（竹内理三編『増補續史料大成』巻二、史籍刊行會、1978 年、96 頁～97 頁。太田亮『姓氏家系大辞典』第 1 巻、国民社、1942 年、55 頁。高瀬町編『高瀬町史・史料編』高瀬町、2002 年、77 頁。